

自動車リサイクル法に係る

許可・登録基準等説明会

資 料

福 島 県

(平成16年1月)

目 次

	ページ
第 1 自動車リサイクル法の概要	1
第 2 関連業者の登録・許可と行為義務について	6
1 . 引取業者の位置付け（登録・行為義務）	6
2 . フロン類回収業者の位置付け（登録・行為義務）	1 0
3 . 解体業者の位置付け（許可・行為義務）	1 3
解体業に係る許可基準等の詳細について	1 8
4 . 破砕業者の位置付け（許可・行為義務）	3 1
破砕業に係る許可基準等の詳細について	3 6
第 3 廃棄物処理法に基づく（改正）保管基準について	4 4
第 4 今後のスケジュール	4 8
第 5 県における制度資金について	4 9
第 6 自動車リサイクル法担当窓口一覧	5 0

第 1 及び第 2 の資料については、第 2 回全国説明会資料（経済産業省・環境省主催）から一部抜粋しています。

全国説明会資料については、経済産業省のホームページから御覧いただけますので参考に願います。

経済産業省のホームページ：<http://www.meti.go.jp/policy/automobile/index.html>

自動車リサイクル法の概要

(1) 基本的考え方

これまで静脈インフラを担ってきた現在の関連事業者の役割分担を前提としつつ、従来のリサイクルシステムが機能不全となる主要因であるシュレッダーダスト、及び新たな環境課題であるフロン類、エアバッグ類への対応を行う。

市場原理に基づいた使用済自動車のリサイクル・適正処理の持続的な取組みの環境整備を図るとともに、自動車製造業者等における適正な競争原理が働く仕組みとする。

使用済自動車から生じる最終埋立処分量の極小化を図る。

自動車製造業者等にシュレッダーダスト等のリサイクル義務

不法投棄の防止に資する仕組みとする。

- ・ 関連事業者は都道府県等の登録・許可制
- ・ 使用済自動車等の引取り・引渡し義務
- ・ 電子マニフェスト（移動報告）制度の導入
- ・ リサイクル料金等の新車時（車検時）預託
- ・ 自動車重量税還付制度の導入 等

既存制度との円滑な接合を図る。

- ・ 廃棄物処理法
- ・ フロン回収破壊法

(2)自動車リサイクル法の全体概要

【 1 . 使用済自動車等の流れ】

- (1)「拡大生産者責任」の考え方にに基づき、自動車製造業者等（輸入業者を含む）が自らが製造・輸入した自動車を使用済みとなった場合に、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類を引き取ってリサイクル（フロン類については破壊）を行う義務を負う。
- (2)これまで静脈インフラを担ってきた関連事業者は全て都道府県知事等の登録・許可制となり、役割分担の下、使用済自動車等の引取り・引渡し義務や一定の行為義務を負う。

【 2 . リサイクル料金等の流れ】

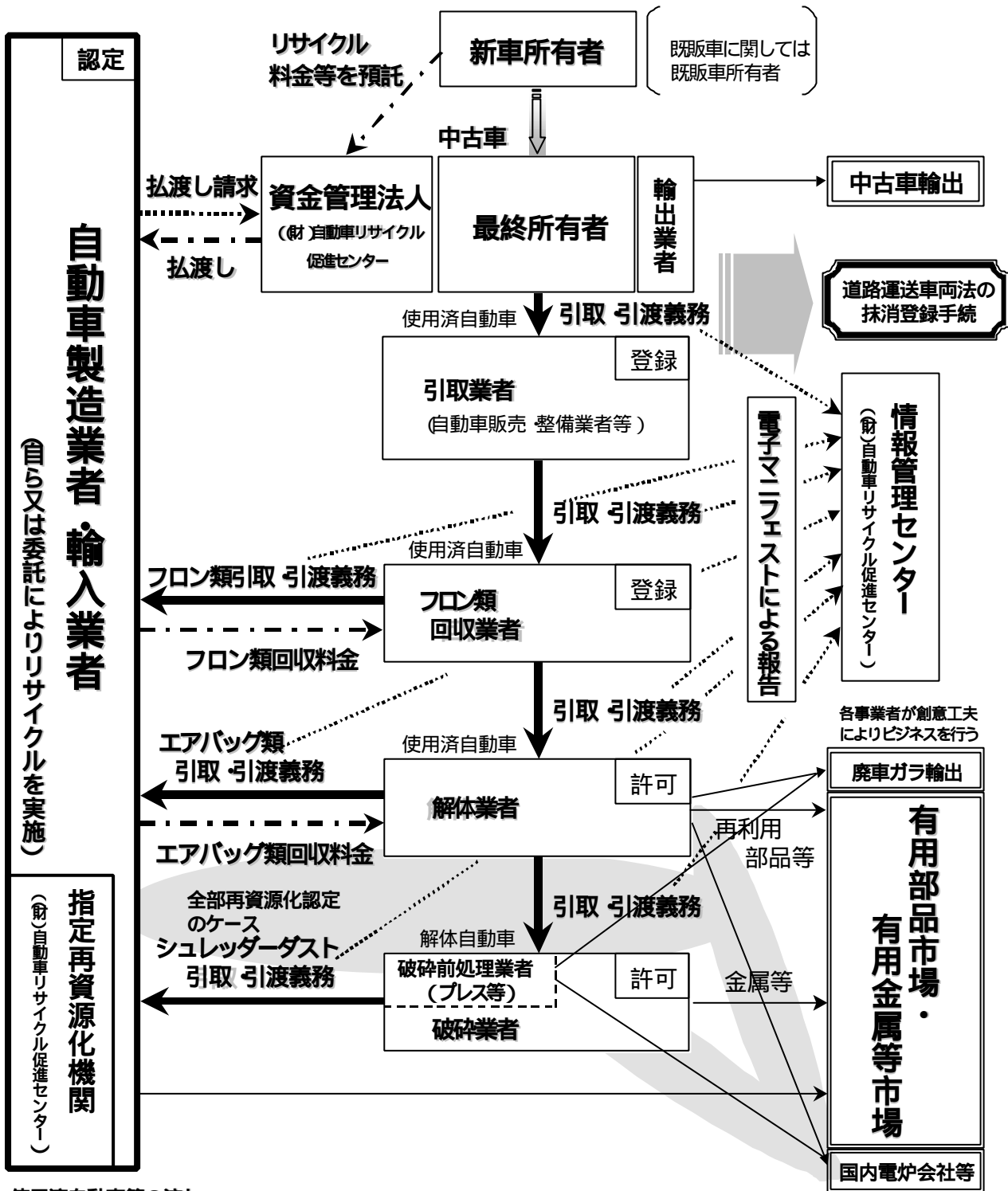
- (1)自動車製造業者等（輸入業者を含む）が行うシュレッダーダスト、エアバッグ類の再資源化とフロン類の破壊に必要な費用に関しては、リサイクル料金として自動車所有者（自動車を所有する法人も含まれる）にその負担を求める。あわせて情報管理料金と資金管理料金についても自動車の所有者の負担となる。
各事業者や最終所有者間での使用済自動車等の引取り・引渡しの際の対価の額については、当事者間で決定される。（本法によりシュレッダーダストの処分費用などの近年の逆有償化の主要因が解消されることになるため、リサイクルルートにおける使用済自動車等の概ね有価での流通の実現が期待される）
- (2)リサイクル料金は予め各自動車製造業者等（輸入業者を含む）が定め、公表。これにより自動車製造業者等間の競争が生じ、リサイクル容易な自動車の設計・製造やリサイクル料金の低減が図られることを想定。不適切な料金設定に対しては国が是正を勧告・命令。
- (3)リサイクル料金等は、自動車が不法投棄された場合の環境負荷の大きさや、収受コスト、負担感等を勘案して、自動車所有者が原則新車販売時（既販車については車検時まで）に資金管理人（（財）自動車リサイクル促進センター）に預託する制度。国土交通大臣等が登録・車検手続時にこれを確認。
- (4)自動車製造業者等（輸入業者を含む）の倒産・解散による滅失等を防ぐため、リサイクル料金等は資金管理人（（財）自動車リサイクル促進センター）が管理し、自動車製造業者等はシュレッダーダスト等のリサイクルにあたりリサイクル料金の払渡しを請求する。

【 3 . 情報の流れ】

- (1)電子マニフェスト(移動報告)制度を導入し、使用済自動車等が各工程の事業者間で適切に引取り・引渡しされていることを確認できる情報管理システムを構築。
- (2)具体的には、登録・許可を得ている各関連事業者が使用済自動車等の引取り・引渡しを行った際に、その旨を情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）に原則パソコン等からインターネット上で接続して報告する制度とし、マニフェスト情報を一元的に管理。

使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図

(通称:自動車リサイクル法)



使用済自動車等の流れ
 金の流れ
 情報の流れ

リサイクル義務者が不在の場合等につき指定再資源化機関(財)自動車リサイクル促進センターが対応。その他離島対策、不法投棄対策への出えん業務も実施。

(3)自動車リサイクル法の対象自動車 [法第2条第1項、第2項関係]

自動車リサイクル法の対象となる自動車は、次に掲げるものを除く全ての自動車（トラック・バスなどの大型車、特種自動車、ナンバープレートの付いていない構内車も含むことに留意。）

<対象外となる自動車>

- ・被けん引車
- ・二輪車（原動機付自転車、側車付のものを含む）
- ・大型特殊自動車、小型特殊自動車
- ・その他政省令で定めるもの（農業機械、林業機械、スノーモービル、公道を走らないレース用自動車、自衛隊の装甲車、公道を走らない自動車製造業者等の試験・研究用途車、ホイール式高所作業車、無人搬送車）

また、対象となる自動車のうちでも次に掲げる架装物部分については、破砕業者で処理されることが少なく、かつ載せ替えや別用途での利用などにより再利用される場合も多いとの理由から、シュレッダーダスト、カーエアコン用フロン類及びエアバッグ類に焦点をあてている自動車リサイクル法においては対象外としている。

架装物は多種多様であるため、具体的にどのような架装物が自動車リサイクル法の対象外となるのかについて、今後（社）日本自動車工業会及び（社）日本自動車車体工業会とも連携してガイドラインを策定する予定。

<対象外となる架装物>

- ・保冷貨物自動車の冷蔵用装置その他のバン型の積載装置
- ・コンクリートミキサーその他のタンク型の積載装置
- ・土砂等の運搬用自動車の荷台その他の囲いを有する積載装置
- ・トラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に装備される特別な装置

これらの架装物がキャブ付きシャシ部分と一緒に解体される場合には、架装物部分は自動車リサイクル法の外での対応ということになるため、自動車リサイクル法の登録・許可業者には法律上の引取義務はなく、シュレッダーダスト分のリサイクル料金の対象ともならない。この場合、一般的な廃棄物処理法上のルール（廃棄物処理法の業の許可やマニフェスト制度等）に従って処理がなされることに留意。

架装物の適正処理を推進するため、解体マニュアルの策定、材料表示、適正処理ネットワークの整備、解体容易設計の推進などについて（社）日本自動車工業会及び（社）日本自動車車体工業会が自主取組みを推進中。

平成17年1月1日以降新たに引取業者に引き渡された自動車から、自動車リサイクル法の対象となる〔法附則第2条関係〕。なお、平成16年12月31日までに引取業者に引き渡された自動車がフロン類を冷媒としたカーエアコンを搭載している場合には、平成17年1月1日以降も（旧）フロン回収破壊法の仕組みに従う必要がある。

(4)自動車リサイクル法と他法との関係

1) 自動車リサイクル法と廃棄物処理法との関係〔法第121～124条関係〕

使用済自動車等（使用済自動車、解体自動車、シュレッダーダスト、エアバッグ類）は、自動車リサイクル法の規定により、その金銭的価値の有無に関わらず全て廃棄物処理法上の廃棄物として扱われることになる。（ただし、取り外した部品等や電炉会社等に引き渡される解体自動車（廃車ガラ）については、一般的な廃棄物処理法の考え方に基づくことになるため、有価での引渡しであれば原則廃棄物にはあたらない）

自動車リサイクル法の登録・許可業者については、使用済自動車等の運搬・処理にあたって廃棄物処理法の業の許可は不要。事業所所在地の都道府県知事等の登録・許可を受けていれば他の都道府県でも収集運搬が可能。

ただし、運搬・処理にあたっては廃棄物処理法に基づく廃棄物処理基準には従う必要あり。

登録・許可業者は、次の工程となる登録・許可業者に使用済自動車等を引き渡す義務があるが、廃棄物処理法に基づく委託契約締結義務はない（ただし、委託契約書の自主的な締結は当然に可能）。

また、この場合には、使用済自動車等の引取り・引渡しについては、自動車リサイクル法上の電子マニフェスト制度が適用されるため、廃棄物処理法上の産業廃棄物マニフェストや従来の使用済自動車用マニフェストは不要となる。

他方、次工程への使用済自動車等の運搬を他者に委託して行う場合には、廃棄物処理法の収集運搬業の許可（産廃・一廃どちらでも可）を有する事業者に委託することが必要（産業廃棄物であれば、廃棄物処理法上のマニフェストは不要であるが、廃棄物処理法に基づく委託契約書は必要）。

また、自動車リサイクル法の登録・許可業者であっても使用済自動車等以外の廃棄物を扱う場合には当然に廃棄物処理法の業の許可が必要。

2) 自動車リサイクル法とフロン回収破壊法（カーエアコン部分は平成14年10月から施行中）との関係〔法附則第3条、第4条、第18条、第19条関係〕

フロン回収破壊法（カーエアコン部分）については、その枠組みが原則そのまま自動車リサイクル法に引き継がれ、使用済自動車全体として一体的に扱われることとなる。

フロン回収破壊法の登録第二種特定製品引取業者、第二種フロン類回収業者は、自動車リサイクル法の引取業者、フロン類回収業者の地位（標識を掲示する必要あり）に自動的に移行することとなる。

登録業者の行為義務等についても原則フロン回収破壊法の仕組みを引き継ぐこととなるが、フロン券による費用徴収方法は自動車リサイクル法による費用徴収方法に一本化され（フロン券制度は廃止）、フロン類管理書についても廃止され、自動車リサイクル法上の電子マニフェスト制度に一本化される。

ただし、平成16年12月31日までに引取業者に引き渡された自動車がフロン類を冷媒としたカーエアコンを搭載している場合には、平成17年1月1日以降もフロン類管理書やフロン券などの（旧）フロン回収破壊法の仕組みに従う必要があることに留意。

第2 関連事業者の登録・許可と行為義務について

(使用済自動車等の流れ)

既存の静脈インフラを最大限に活用することを前提に関係者の役割分担を以下のよう
に明確化。複数の種類の事業を行う事業者は、それぞれの登録・許可が必要である
ことに留意が必要。

無登録・無許可業者には厳罰あり。また、登録・許可を有する適正な事業者への引
渡しやリサイクル等の各種行為義務を遵守しない関連事業者については、都道府県
知事等の指導、勧告、命令により是正。悪質な事業者は登録・許可取消や罰則を課
されることとなる。

〔法第19条、第20条、第49条(第59条)、第66条(第72条)、
第8章等関係〕

無登録・無許可営業の場合、自動車リサイクル法上は1年以下の懲役又は50万円以下の罰
金。自動車リサイクル法の登録・許可を受けていれば廃棄物処理法の業許可が不要となる制
度であるため、廃棄物処理法の業許可を受けていないのであれば、廃棄物処理法上の無許可
営業として5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金。

1. 引取業者の位置付け(登録・行為義務)

自動車所有者から使用済自動車を引き取る業者は、引取業者として都道府県知事等に
登録することが必要。登録がない事業者は使用済自動車を引き取ることができない。
(新車・中古車販売業者、整備業者、直接引取りを行う解体業者等が引取業者となる
ことを想定)

自動車所有者から使用済自動車を引き取りフロン類回収業者又は解体業者に引き渡
すリサイクルルートに乗せる入口の役割。(解体にまわすことになる使用済自動車
としてではなく中古車として引き取ることは自由。引取業者の段階で使用済自動車
・中古車のいずれであるかを線引きすることが極めて重要。)

(1)登録制〔法第3章第1節関係〕

引取業を行う事業所所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市の市長の登
録制。使用済自動車を業として引き取るには、事業者ごと自治体ごとに所定の様
式に従って登録申請を行って登録を受けることが必要。5年ごとの更新。

登録要件は、カーエアコンにフロン類が含まれているか否かを確認する体制など
フロン回収破壊法に準ずるもの(フロン回収破壊法又は廃棄物処理法上の違反に
よる罰金刑や登録取消後2年を経過していないこと等の欠格要件に該当しないこ
とも必要)。

フロン回収破壊法で第二種特定製品引取業者の登録を受けている事業者は、自動
車リサイクル法の引取業者に自動的に移行。〔法附則第3条関係〕

ただし、フロン回収破壊法では、都道府県・政令市ごと事業所ごとの登録であったが、自動車リサイクル法では都道府県・保健所設置市ごと事業者ごとの登録となる。このため、自動車リサイクル法施行までに登録番号の振り直しなどの事務的な整理があることに留意。

この場合、次の更新は、フロン回収破壊法の第二種特定製品引取業者の登録日（複数事業所がある場合には、そのうち最も早い登録日）から起算して5年後となる。

自動車リサイクル法の登録を受けていれば、自動車リサイクル法対象自動車に関しては廃棄物処理法の業の許可は不要（事業所所在地の都道府県知事等の登録を受けていれば他の都道府県でも収集運搬が可能）。

〔法第122条第1項関係〕

登録事項に変更があるときは、所定の様式に各種添付書類を添えて変更届出が必要（今後は、役員の変更も変更事由となる）。

平成17年1月1日の本格施行日以降、事業所ごとに、標識を公衆の見やすい場所に掲げる必要あり。標識は、タテ・ヨコ各20cm以上の大きさで、引取業者であること、氏名又は名称、登録番号を記載したものであることが必要。

実務上は、例えば引取業者とフロン類回収業者を兼ねて1つの標識とすることや複数の登録番号を1つにまとめた標識とすることについても差し支えなく、A4版以上の大きさであれば都道府県知事等からの登録通知書や許可証自体を公衆の見やすい場所に掲示することでも足りるものとなる。

(2)行為義務（平成17年1月1日から適用）

使用済自動車の引取りの際にはリサイクル料金等が資金管理人（（財）自動車リサイクル促進センター）に預託されている旨の確認が必要。預託がされていない場合は、引取業者がリサイクル料金等の収受を行う実務を想定。

〔法第9条関係〕

預託確認は、電子マニフェスト制度での報告と同じシステムを利用して資金管理人（（財）自動車リサイクル促進センター）にアクセスし、エアバッグ類やフロン類の装備の確認をしつつ行うことになるが、実務上は最終所有者が有しているリサイクル料金等の預託証明書（リサイクル券）についても活用することが想定される。

自動車所有者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る義務あり。〔法第9条関係〕

< 正当な理由 >

イ) 天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合（例えば、事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合を想定）

ロ) 使用済自動車に異物が混入している場合（他のゴミが詰められている場合を想定）

八) 使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合（例えば、大量一括持ち込みの要請がある場合や乗用車販売店に大型商用車が持ち込まれる場合など、自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合を想定）

二) 使用済自動車の引取りの条件が通常取引の条件と著しく異なるものである場合

例えば、

- ・使用済自動車等の引取りの際の車両本体引取価格や運搬その他の条件が一般的な商慣行（地域性についても考慮したもの）と著しく異なるものである場合
- ・極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合
- ・引取り側の合意（条件交渉）なく一方的に使用済自動車等が置いていかれてしまう場合

ホ) 使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合（法令の規定には、自動車リサイクル法も含まれる。その他例えば、盗難車と分かっている引取りなども想定）

なお、リサイクル料金等の預託がされておらず、最終所有者にリサイクル料金等の支払いを求めても支払わない場合も引取拒否事由となる。

使用済自動車の引取りを行ったときは、最終所有者（車検証上の最終所有者とは必ずしも一致しない）に引取りの書面（引取証）を交付する義務あり〔法第80条関係〕。これは、引取りの証明及び最終所有者が後々使用済自動車に関する電子マニフェスト情報を引取業者に対し照会することを可能とするためのものであり、使用済自動車1台ごとに、引取後遅滞なく、間違いのないように交付することが必要。

引取りの書面（引取証）の必要記載事項は、以下のとおり。

- ・引取業者名、登録番号、事業所名・所在地・電話番号
- ・使用済自動車の車台番号
- ・引取りを求めた者（最終所有者）名
- ・引取年月日
- ・リサイクル料金等（リサイクル料金＋情報管理料金）の額

実務的には資金管理人（（財）自動車リサイクル促進センター）が発行する預託証明書（リサイクル券）の一部が上記引取証として活用可能となるよう仕組みを構築する方向。

相手方に方法を提示して書面又は電子情報での事前承諾を得れば、書面の交付に代えて、電子メール又は引取業者が作成したWebサイトから最終所有者がダウンロードするという形で情報通信の技術を利用して伝えることも可能。

フロン類が充填されたカーエアコン搭載の有無を確認し、搭載されている場合はフロン類回収業者へ、搭載されていない場合は解体業者へ引き渡す義務あり〔法第10条関係〕。

フロン類回収業者・解体業者にも引取義務があるが、正当な理由がある場合には引取拒否される可能性があることに留意。

電子マニフェスト制度を利用して、使用済自動車の引取り・引渡しから3日以内に情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡実施報告を行う義務あり。

〔法第81条第1項・第2項関係〕

使用済自動車を自ら運搬する場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要だが、廃棄物処理基準に従う必要あり。〔法第122条第7項関係〕

(3)抹消登録・自動車重量税還付制度について

自動車リサイクル法の施行と同時期に、改正道路運送車両法（抹消登録関係部分）が施行され、さらに、使用済自動車の所有者から引取業者への円滑な引渡しを促すため自動車重量税の還付制度が導入〔法附則第15条、第16条関係〕される予定。

現行の道路運送車両法においては、永久抹消登録（いわゆる15条抹消）と一時抹消登録（いわゆる16条抹消）があり（軽自動車については自動車検査証の返納）、一時抹消登録後に解体や中古車輸出がされた場合でも特段の手続きは必要とされていないところ。

その状況についても国土交通省等が把握することによって不法投棄等の抑制を図るため、改正道路運送車両法においては、永久抹消登録制度と一時抹消登録制度の双方を引き続き併存させつつ、一時抹消登録（軽自動車については自動車検査証の返納）が行われた後に解体や中古車輸出がされた場合にもその旨の届出を必要とする制度となっている。

解体届出については、具体的には、自動車リサイクル法上の電子マニフェスト制度の情報において解体されたことが確認された後に解体届出を行うことが必要となる。

解体されたことの確認は、最終所有者が引取業者に対し情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）に解体されたか否かを照会することを申し出、引取業者がこれをもとに回答することでなされるが、実務上は引取業者が解体届出手続を代行することも多いものと想定される。

また、一時抹消登録を行わずに永久抹消登録を行う場合には、従来は解体業者の発行する解体証明やマニフェストのB2票が確認書類とされていたが、これについても制度が変更となり、自動車リサイクル法上の電子マニフェスト制度の情報において解体されたことが確認された際に申請を行うこととなる。

自動車重量税還付制度は、自動車リサイクル法上の電子マニフェスト制度の情報において解体されたことが確認され、改正道路運送車両法上の解体届出（一時抹消登録を行わず永久抹消登録を行う場合は、その申請）がなされた場合、請求に応じて最終所有者（自動車検査証記載の所有者とは必ずしも一致しない）に対して車検残存期間に応じた還付を行うことを想定。

上記解体届出等と自動車重量税還付の請求は同時に行われることが想定され、実務上は引取業者が双方の手続きを代行することも多いものと想定される。

2. フロン類回収業者の位置付け（登録・行為義務）

使用済自動車に搭載されているカーエアコンからフロン類の回収を行う業者は、フロン類回収業者として都道府県知事等に登録することが必要（引取業者や解体業者が兼業することを主として想定）。

フロン類を適正に回収し、自動車製造業者等に引き渡す役割（自動車製造業者等にフロン類の回収費用を請求可能）。

(1)登録制〔法第3章第2節関係〕

フロン類回収業を行う事業所所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市の市長の登録制。使用済自動車からのフロン類の回収を業として行うには、事業者ごと自治体ごとに所定の様式に従って登録申請を行って登録を受けることが必要。5年ごとの更新。

登録要件は、適切なフロン類回収設備を有するなどフロン回収破壊法に準ずるもの（フロン回収破壊法又は廃棄物処理法上の違反による罰金刑や登録取消後2年を経過していないこと等の欠格要件に該当しないことも必要）。

フロン回収破壊法で第二種フロン類回収業者の登録を受けている事業者は、自動車リサイクル法のフロン類回収業者に自動的に移行。〔法附則第4条関係〕

ただし、フロン回収破壊法では、都道府県・政令市ごと事業者ごとの登録であったが、自動車リサイクル法では都道府県・保健所設置市ごと事業者ごとの登録となる。このため、自動車リサイクル法施行までに登録番号の振り直しなどの事務的な整理があることに留意。

この場合、次の更新は、フロン回収破壊法の第二種フロン類回収業者の登録日（複数事業所がある場合には、そのうち最も早い登録日）から起算して5年後となる。

なお、上記移行制度があるため、フロン回収破壊法においては、第二種フロン類回収業者の登録を早急に進める必要性から特例的に設けられていた「整備業者がフロン類回収業者として登録する場合の特例規定」が法律の規定上から存在しないことについても留意が必要。

自動車リサイクル法の登録を受けていれば、自動車リサイクル法対象自動車に関しては廃棄物処理法の業の許可は不要（事業所所在地の都道府県知事等の登録を受けていれば他の都道府県でも収集運搬が可能）。

〔法第122条第1項関係〕

登録事項に変更があるときは、所定の様式に各種添付書類を添えて変更届出が必要（今後は、役員の変更も変更事由となる）。

平成17年1月1日の本格施行日以降、事業者ごとに、標識を公衆の見やすい場所に掲げる必要あり。標識は、タテ・ヨコ各20cm以上の大きさで、フロン類回収業者であること、氏名又は名称、回収しようとするフロン類の種類（CFC・HFC）、登録番号を記載したものであることが必要。

実務上は、例えば引取業者とフロン類回収業者を兼ねて1つの標識とすることや複数の登録番号を1つにまとめた標識とすることについても差し支えなく、A4版以上の大きさであれば都道府県知事等からの登録通知書や許可証自体を公衆の見やすい場所に掲示することでも足りるものとなる。

(2)行為義務（平成17年1月1日から適用）

引取業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る義務あり。〔法第11条関係〕

< 正当な理由 >

イ) 天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合（例えば、事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合を想定）

ロ) 使用済自動車に異物が混入している場合（他のゴミが詰められている場合を想定）

ハ) 使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合（例えば、大量一括持ち込みの要請がある場合や乗用車販売店に大型商用車が持ち込まれる場合など、自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合を想定）

ニ) 使用済自動車の引取りの条件が通常取引の条件と著しく異なるものである場合

例えば、

- ・使用済自動車の引取りの際の車両本体引取価格や運搬その他の条件が一般的な商慣行（地域性についても考慮したもの）と著しく異なるものである場合
- ・極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合
- ・引取り側の合意（条件交渉）なく一方的に使用済自動車が置いていかれてしまう場合

ホ) 使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合（法令の規定には、自動車リサイクル法も含まれる。その他例えば、盗難車と分かっている引取りや高圧ガス保安法違反になる場合なども想定）

使用済自動車を引き取ったときは、フロン類回収基準（フロン回収破壊法上の基準と同じもの）に従ってフロン類を回収し、自ら再利用する場合を除き、フロン類運搬基準（フロン回収破壊法上の基準と同じもの）に従って自動車製造業者等に（指定引取場所において引取基準に従って）引き渡す義務あり。

〔法第12条、第13条、第22条等関係〕

引取基準や指定引取場所については、相当程度現状のフロン回収破壊法における運用を踏襲した内容となることが想定されるが、引取基準の内容としては、例えば、どのような事務手続で引取りを行うかの方法（電子マニフェスト制度上の引渡報告との関係やボンベ番号又はパレット番号等を記載した書面の添付などを含む）やボンベ・パレットの大きさといった荷姿についての内容となることが想定される。

フロン類の回収と指定引取場所までの運搬に要する費用について、自動車製造業者等が定めるフロン類回収料金の請求が可能（フロン回収破壊法と同様）。

〔法第23条関係〕

具体的手続きとして、現状のフロン回収破壊法と同様、運搬費についての着払方式の採用に加え、事前に事業者・事業所名と振込先情報を自動車製造業者等に登録しておく、自動車製造業者等が電子マニフェスト情報により個別の車台番号を把握することによって、（フロン類回収業者からの都度の請求を要せず）支払いがされる仕組みが想定される。

フロン類を回収した使用済自動車は、解体業者へ引き渡す義務あり。解体業者にも引取義務があるが、正当な理由がある場合には引取拒否される可能性があることに留意。〔法第14条関係〕

電子マニフェスト制度（詳細は第4章参照）を利用して、使用済自動車の引取り・引渡しとフロン類の引渡しから3日以内に情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡実施報告を行う義務あり。

また、毎年度終了後1月以内に、事業所ごとに、フロン類の再利用量等の以下の項目について情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）に報告する義務あり。

〔法第81条第3～6項関係〕

（フロン回収破壊法において、第二種フロン類回収業者が年度終了後に都道府県等に再利用量等の報告を行う制度から、電子マニフェスト制度の枠組みを利用した制度に移行したもの）

< 毎年度、事業所ごとに定期報告が必要な項目 >

- ・年度内に自動車製造業者等又は指定再資源化機関（（財）自動車リサイクル促進センター）に引き渡したフロン類の種類（CFC・HFC）ごとの量（実務上は、自動車製造業者等及び指定再資源化機関における引取量が参考情報として電子マニフェスト制度のシステムで自動的に計算・表示されることを想定）
- ・年度内に再利用をしたフロン類の種類（CFC・HFC）ごとの量及び当該フロン類に係る使用済自動車の車台番号
（剰余金となるリサイクル料金等を把握する観点から車台番号は必須であることが自動車リサイクル法上規定されているが、実務上は、電子マニフェスト制度のシステム上で、どの車台番号のフロン類を再利用したかをチェックしておく機能を設ける等の利便性ある措置を講ずることとする。）
- ・年度終了の日において保管していたフロン類の種類（CFC・HFC）ごとの量

使用済自動車を自ら運搬する場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要だが、廃棄物処理基準に従う必要あり。〔法第122条第7項関係〕

3. 解体業者の位置付け（許可・行為義務）

使用済自動車の解体を行う業者は、解体業者として都道府県知事等の許可を受けることが必要。

使用済自動車のリサイクル・処理を再資源化基準に従って適正に行い、エアバッグ類（ガス発生器）を自動車製造業者等に引き渡す役割（エアバッグ類について自動車製造業者等に回収費用を請求可能）。

(1) 許可制（平成16年7月1日から適用）〔法第3章第3節関係〕

平成16年7月1日から3ヶ月以内（9月末日まで）に許可申請（廃棄物処理法の業の許可を受けている場合には届出）が必要。

解体業を行う事業所所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市の市長の許可制。使用済自動車（又は解体自動車）の解体を業として行うには、事業者ごと自治体ごとに様式に従って許可申請を行って許可を受けることが必要。5年ごとの更新制。

使用済自動車を解体して部品取りを行う業者は、生活環境の保全等の観点から全て自動車リサイクル法の解体業の許可を受けることが必要。ただし、例えば、自動車所有者の依頼を受けてカーステレオ、カーナビ等の付属品を取り外す行為等については、業として使用済自動車の解体を行っているとは解釈されないものと考えられる。

許可基準は、使用済自動車の流通・処理実態を踏まえ、生活環境の保全及びリサイクルを適切に実施する能力を担保する観点での必要最低限のものとして以下のとおりとなっている（ヒアリングやアンケートによる実態把握を踏まえて審議会において慎重な検討を行った結果）。

< 解体業の許可基準 >

・ 解体業を的確かつ継続して行うに足りる基準に適合すること

事業の用に供する施設

廃油等の流出防止等のため、コンクリート床面、油水分離装置、屋根等の設置を原則とする解体作業場を保有
困いがあり範囲が明確な使用済自動車等の保管場所の保有 等

申請者の能力

解体手順等を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知すること
事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業を継続できないことが明らかでないこと

・ 欠格要件に該当しないこと

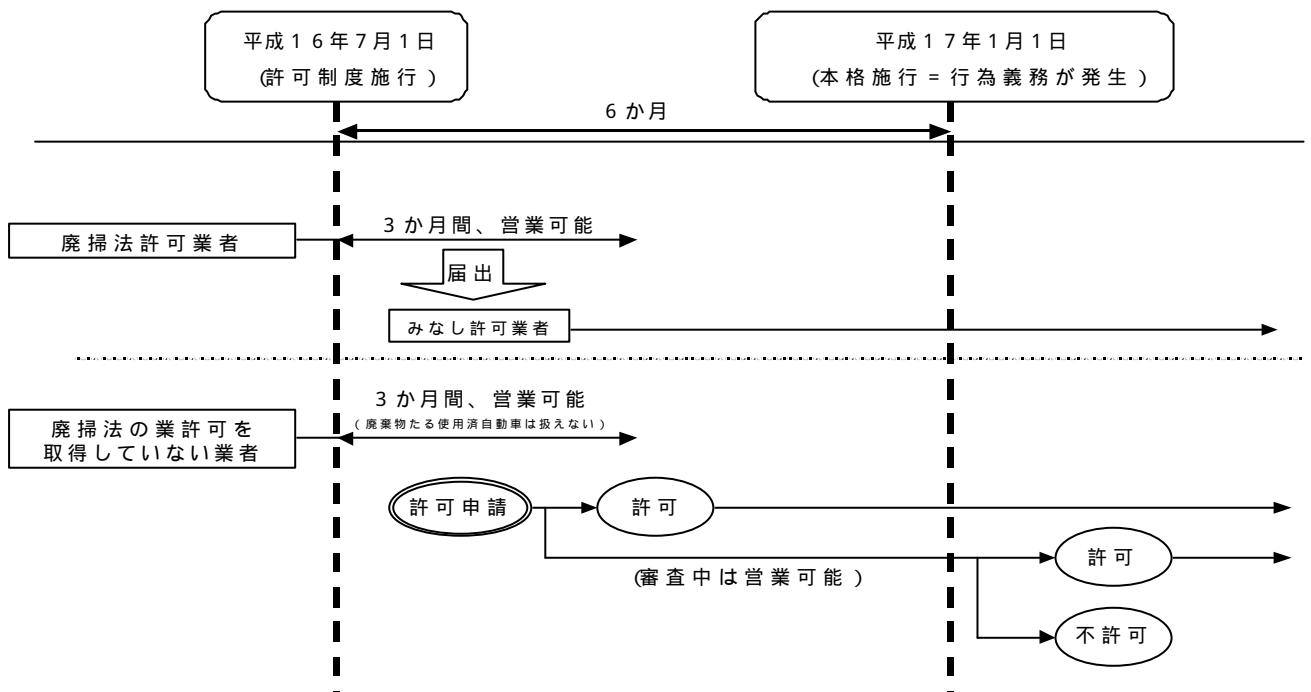
(廃棄物処理法の産業廃棄物処理業の許可の欠格条件と同様のもの)

法人そのもの、役員及び本支店の代表者や契約締結権限のある使用人等が、禁錮以上の刑、廃棄物処理法その他の生活環境保全法令等の違反による罰金刑及び許可取消後から5年を経過していないこと、暴力団関係でないこと等。

許可制度開始時(平成16年7月1日)に解体業を行っており、かつ廃棄物処理法の業の許可を受けている事業者は、許可制度開始から3ヶ月以内(9月末日まで)に届出を行うことにより解体業の許可に移行可能。

許可制度開始時に解体業を行っているが廃棄物処理法の業の許可を受けていない事業者については、3ヶ月間は引き続き事業を行うことが可能であり、その間に少なくとも許可の申請までを行う必要がある。〔法附則第5条関係〕

平成16年7月1日から3か月以内に許可申請(廃棄物処理法の業の許可を受けている場合には届出)が必要



自動車リサイクル法の解体業の許可を受けていれば、自動車リサイクル法対象自動車の再資源化に必要な行為(収集運搬・処理)について廃棄物処理法の業の許可は不要(事業所所在地の都道府県知事等の許可を受けていれば他の都道府県でも収集運搬が可能)。〔法第122条第2項関係〕

申請書記載事項が変更となる場合には、30日以内に所定の様式に係る添付書類を添えて変更届出することが必要。

平成17年1月1日の本格施行日以降、事業所ごとに、標識を公衆の見やすい場所に掲げる必要あり。標識は、タテ・ヨコ各20cm以上の大きさで、解体業者であること、氏名又は名称、許可番号を記載したものであることが必要。

実務上は、例えば引取業者やフロン類回収業者の標識と兼ねて1つの標識とすることや複数の登録番号・許可番号を1つにまとめた標識とすることについても差し支えなく、A4版以上の大きさであれば都道府県知事等からの登録通知書や許可証自体を公衆の見やすい場所に掲示することでも足りるものとなる。

(2)行為義務(平成17年1月1日から適用)

引取業者又はフロン類回収業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る義務あり。

〔法第15条関係〕

< 正当な理由 >

- イ) 天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合(例えば、事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合を想定)
- ロ) 使用済自動車に異物が混入している場合(他のゴミが詰められている場合を想定)
- ハ) 使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合(例えば、大量一括持ち込みの要請がある場合など、自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合を想定)
- ニ) 使用済自動車の引取りの条件が通常取引の条件と著しく異なるものである場合
例えば、
 - ・ 使用済自動車の引取りの際の本体引取価格や運搬その他の条件が一般的な商慣行(地域性についても考慮したもの)と著しく異なるものである場合
 - ・ 極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合
 - ・ 引取り側の合意(条件交渉)なく一方的に使用済自動車が置いていかれてしまう場合
 - ・ 普通乗用車しか引き取らない解体業者に大型商用車を引き取るよう要請された場合
- ホ) 使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合(法令の規定には、自動車リサイクル法も含まれる。その他例えば、盗難車と分かっている引取りなども想定)

使用済自動車を引き取ったときは、特段の作業をせずにそのまま他の解体業者に引き渡しする場合を除き、エアバッグ類(具体的には、運転席・助手席エアバッグのほか、サイド・カーテン式などのその他のエアバッグ及びシートベルトプリテンショナー等のインフレーター等(ガス発生器)部分)についての回収責任あり。

〔法第16条第3項関係〕

以下の2つの方法のどちらかを選択可能。

インフレーター等（ガス発生器）部分を取り外し回収して、自動車製造業者等に（指定引取場所において引取基準に従って）引き渡す方法

引取基準の内容としては、例えば、どのような事務手続で引取りを行うかの方法（電子マニフェスト制度上の引渡報告との関係やパレット（ケース）に梱包されるエアバッグ類（ガス発生器）に係る自動車を特定する情報等（例えば車台番号）を記載した書面の添付などを含む）や荷姿として安全かつ効率的な運搬が可能ないように自動車製造業者等が指定する専用パレット（ケース）に梱包しての引取りといったものになることが想定される。
〔法第22条関係〕

指定引取場所については、引き渡す側の解体業者と自動車製造業者等の双方の利便性と社会的効率性を踏まえて自動車製造業者等により今後決定される。

指定引取場所までは、解体業者が自ら又は廃棄物収集運搬業者に委託（委託の場合、廃棄物処理法に基づく契約書の締結が必要。廃棄物処理法上のマニフェストは不要）して運搬する必要があり、そのための利便性ある運搬業者ネットワークの構築も課題。

エアバッグ類（ガス発生器）の取り外しと指定引取場所までの運搬に要する費用について、自動車製造業者等が定めるエアバッグ類回収料金の請求が可能〔法第23条関係〕であるが、その具体的手続きとしては、事前に事業者・事業所名と振込先情報を自動車製造業者等に登録しておき、自動車製造業者等が電子マニフェスト情報により個別の車台番号を把握することによって、（解体業者からの都度の請求を要せず）支払いがされる仕組みが想定される。また、運搬費について着払方式も採用することにより、解体業者にとってより利便性のある仕組みが構築されることも想定される。

（エアバッグ類の処理・再資源化の義務を有する）自動車製造業者等からの委託を受けての車上作動処理（使用済自動車に搭載されたままの状態での作動）

車上作動処理は大きな作動音を伴うものであり、近隣の住居に近いなど個々の解体業者の周辺環境や作業場の状況によっては車上作動処理が困難な場合もある。

このため、自動車製造業者等は、車上作動処理可能な環境にある解体業者であることを確認の上で、当該解体業者と原則委託契約を締結することが想定される。実態上は、共通の契約窓口を設けるなどの現実的かつ効率的な実務体制の構築が今後制度の施行に向けて検討されていくことが想定される。

自動車製造業者等との委託契約上、受託解体業者には適正な車上作動処理とその実施状況の帳簿等での管理・記録等が課され、自動車製造業者等が帳簿等の点検を行うことなどによって、適正な車上作動処理が確保されることが必要。

受託解体業者は、委託契約に基づき車上作動処理を実施し、自動車製造業者等から委託料金を得ることになる。

使用済自動車を引き取ったときは、特段の作業をせずにそのまま他の解体業者に引渡しする場合を除き、再資源化基準に従って適切な解体を実施する義務あり。
〔法第16条第1項、第2項関係〕

< 解体業者の再資源化基準 >

鉛蓄電池、タイヤ、廃油・廃液、（バスなどの）室内照明用の蛍光灯を回収し、技術的・経済的に可能な範囲で自ら又は適正な業者に委託して再資源化（不可能な場合には、廃棄物として適正処理）すること

有用な部品や材料等を技術的かつ経済的に可能な範囲で回収すること
等

引き取った使用済自動車又は解体自動車（廃車ガラ）は、他の解体業者、破砕業者又は解体自動車全部利用者（電炉・転炉に投入してリサイクルを行う業者、スクラップ源として輸出を行う廃車ガラ輸出業者）へ引き渡す義務あり。〔法第16条第4項等関係〕

なお、破砕業者にも引取義務があるが、鉛蓄電池・タイヤの取外しがしていないなど正当な理由がある場合には引取拒否される可能性があることに留意。

解体自動車全部利用者に引き渡す場合には、引渡しの事実を証する書面を5年間保存する義務あり。〔法第16条第5項関係〕

< 解体自動車全部利用者への引渡しの事実を証する書面 >

解体自動車全部利用者が作成した書面であって、以下の事項が記載されたもの。

- ・解体業者名
- ・解体自動車全部利用者名
- ・解体自動車を引き取った年月日
- ・解体自動車の車台番号

車台番号については、実務上はリサイクル券や電子マニフェストシステムの画面コピーを活用することも想定される。

電子マニフェスト制度を利用して、使用済自動車の引取り・引渡しとエアバッグ類の引渡しから3日以内に情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡実施報告を行う義務あり。

〔法第81条第7～9項関係〕

使用済自動車又は解体自動車を自ら解体・運搬する場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要だが、廃棄物処理基準に従う必要あり。

〔法第122条第8項関係〕

解体業に係る許可基準等の詳細について

・許可基準について

<自動車リサイクル法における規定（法第62条）>

その事業の用に供する施設及び解体業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合すること。

解体業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと（以下略）

1. 施設に係る基準（規則第57条第1号）

(1) 引き取った使用済自動車（解体自動車^(注)）を解体するまでの間保管するための施設

イ 使用済自動車又は解体自動車の解体を行う場所（以下「解体作業場」という。）以外の場所で使用済自動車又は解体自動車を保管する場合にあっては、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること。

【趣旨】

- ・使用済自動車又は解体自動車の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域の明確化のため、囲いの設置等について定めるものである。

(注) 自動車リサイクル法においては、解体業者から別の解体業者に使用済自動車を引き渡すことが可能とされている。この際、初めの解体業者において解体を行った時点で残る物は法の定義上「解体自動車」となることから、2番目の解体業者は、「解体自動車」を引き取ることとなる。

【留意事項】

- ・小規模な解体業者にみられるように、使用済自動車等を引き取ってその都度解体作業場で解体する場合には、解体するまでの間、使用済自動車等を保管する場所を解体作業場とは別に設けるには及ばないことから、この規定は適用されない。
- ・囲いの構造、高さ、材質等は規定しないが、外部からの侵入を防止するとの観点から、容易に乗り越え、くぐり抜け、移動し、または倒壊しやすいものであってはならず、出入り口に施錠等が可能なものとする。
- ・事業所全体が外部からの侵入を防止できる囲いで囲われている場合は、使用済自動車等の保管場所の周りにそれとは別に囲いを設ける必要はなく、区域が明確にされたものであればよい。

□ 解体作業場以外の場所で廃油及び廃液が漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合にあっては、当該場所がイに掲げるもののほか次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち使用済自動車から廃油及び廃液を回収することその他廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

- (1) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (2) 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

【趣旨】

- ・老朽化した使用済自動車や事故にあった使用済自動車の中には廃油・廃液が漏出するおそれがあるものもある。したがって、これらを保管する際に、あらかじめ廃油・廃液の抜き取りが確実に行われることが標準作業書（後述。「2．解体業許可申請者の能力」参照。）で明らかにされていない場合には、廃油・廃液が漏出した際であっても外部への流出や地下浸透を防止する構造の保管場所とする必要があることから、当該使用済自動車の保管場所の構造を定めるものである。

【留意事項】

- ・廃油、廃液の漏出のおそれのある自動車を、直ちに解体作業場（次の（2）に示す要件を満たす場所）に搬入することで保管場所に代えることもできる。その場合、その旨を標準作業書に明記することが必要となる。
- ・あらかじめ廃油・廃液を適正に抜き取ることが標準作業書に記載されていても、地面に油染みが散見される場合には、床面を鉄筋コンクリート舗装する等の措置を講ずる、又は廃油・廃液の抜き取り方法を見直すことが必要となる。
- ・床面を鉄筋コンクリート舗装することと同等の措置としては、無筋コンクリートで舗装し、その上に鉄板を敷設する等の措置が考えられる。

(2) 使用済自動車等を解体するための施設

燃料採取場所（解体作業場以外の場所で燃料の抜き取りを行う場合）

八 解体作業場以外の場所で使用済自動車から廃油（自動車の燃料に限る。以下この八において同じ。）を回収する場合にあっては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。

- (1) 廃油の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (2) 廃油の事業所からの流出を防止するため、ためますその他これと同等以上の効果を有する装置（以下「ためます等」という。）及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

【趣旨】

- ・ 解体作業を安全かつ環境保全上支障が生じないように行うためには、解体に先立ち燃料の抜き取りを行うことが必要である。
- ・ 燃料の抜き取り作業は、換気等の観点から地下浸透防止措置等が講じられた解体作業場ではなく屋外で行う場合もある。
- ・ 燃料の抜き取りにあたっては、燃料をこぼすことがないように作業を行うことが第一であるが、万が一燃料がこぼれた場合であっても燃料が地下に浸透又は外部に流出することを防止するため、燃料抜き取り場所の構造を定めるものである。

【留意事項】

- ・ 床面を鉄筋コンクリート舗装することと同等の措置としては、無筋コンクリートで舗装し、その上に鉄板を敷設する等の措置が考えられる。
- ・ ガソリン、軽油は、揮発性が高く粘性が低いことから、床面に付着して降雨時等に徐々に流出するというよりは、速やかに床から排水溝、そしてためます等に流入するものと考えられる。そこで、万が一燃料が漏出した場合でも外部への流出を防止するために、こぼれた燃料を速やかに拭き取り、又は降雨の前にためます等から汲み上げておくこと等を標準作業書に記載し、それに則って適正に対処することが必要である。
- ・ 排水溝に接続するためます等については、必ずしも専用のものを設ける必要はなく、解体作業場の排水を処理するために設けた油水分離装置と共用することも可能であるが、油水分離装置と共用する場合であって、燃料採取場所に屋根等が設置されていない場合には、そこに降る雨水の量も勘案して油水分離装置の能力を定めることが必要である。
- ・ 抜き取った燃料については、速やかに自家用車、フォークリフト等のタンクに移しかえて再利用する場合以外は、再資源化（再利用を含む）又は適正処理するまでの間、適切に保管する必要がある。

- ・燃料又は廃油を一定量（指定数量）以上保管する場合には、消防法により、市町村長等の許可を受けた危険物施設以外の場所で貯蔵・取扱いを行ってはならないとされている。また、危険物施設における貯蔵・取扱いの技術上の基準が定められている。
- ・消防法における指定数量は、ガソリン（第1石油類）200リットル以上、軽油等の第2石油類1,000リットル以上、エンジンオイル等の第4石油類6,000リットル以上とされている。また、市町村の条例によって、指定数量の1/5以上から指定数量未満の危険物（例えばガソリンの場合、40リットル以上200リットル未満）に関する技術基準、届出等が定められていることが一般的である。
（なお、以上の消防法に係る内容は、燃料採取場所以外の危険物貯蔵・取扱場所にも共通するものである。）

解体作業場

二 次に掲げる要件を満たす解体作業場を有すること。

- (1) 使用済自動車から廃油（自動車の燃料を除く。以下この(1)において同じ。）及び廃液を回収することができる装置を有すること。ただし、手作業により使用済自動車から廃油及び廃液が適切かつ確実に回収されることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。
- (2) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (3) 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。ただし、解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少なく、かつ、廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。
- (4) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、当該設備の設置が著しく困難であり、かつ、雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するために十分な処理能力を有する油水分離装置を設けることその他の措置が講じられる場合は、この限りでない。

【趣旨】

- ・解体の工程での使用済自動車からの廃油・廃液の流出を防止するためには、エンジンオイル、トランスミッションオイル、ブレーキオイル、トルクコンバーターオイル等の各種廃油、冷却液等の廃液を早い段階で抜き取ることが必要である。

- ・その際に、廃油、廃液がこぼれないよう作業を行うことが第一であるが、万が一こぼれた場合でも、それが流出又は地下に浸透しないよう解体作業場の構造を定めるものである。

【留意事項】

- ・床面を鉄筋コンクリート舗装するのと同等の措置としては、無筋コンクリートで舗装し、その上に鉄板を敷設する等の措置が考えられる。
- ・必要な舗装の厚さや構造は、作業の内容や利用する重機の重量等によって異なることから、ここでは数値は定めないが、実際の作業内容に応じ、容易に破損又は地下浸透の原因となるひび割れを生じないように、構造耐力上安全なものとする必要がある。
- ・(3)の「解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少ない」構造としては、以下の条件を満たす場合が考えられる。
 - 横殴りの雨でも侵入を防ぐことができる屋根及び壁等が設けられていること
 - 周囲から解体作業場内に水が流れ込まない構造であること
 - また、「廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合」とは、標準作業書において、
 - 万一廃油、廃液が床に漏出した場合には布等で速やかに拭き取ること
 - 解体作業場の清掃に水を用いないこと等が示されている場合が考えられる。
- ・油水分離装置は、流入する汚水の量や水質に応じた十分な能力を有することが必要である。また、油水分離装置で処理する排水の量を減らすことも重要である。
- ・油水分離装置に雨水排水が流入する場合には「構内舗装・排水設計基準（国土交通省官庁営繕部監修）」等を参考に、地域の降水量と敷地の面積等により処理すべき雨水等の量を計算し、その量も勘案した能力とすることが必要である。
- ・解体作業場からの排水は、雨水であっても廃油等を含むことから、外部に出す前に必ず油水分離装置で処理することが必要である。強雨が連続する場合であっても適正に処理を行うためには大規模な油水分離装置が必要となることから、解体作業場に屋根、覆いその他雨水が床面にかからない設備を設けることにより、その発生量を極力減らすことを原則とする。屋根等の設備は、作業を円滑に進めるためにも効果があるものであり、十分な能力を有する油水分離装置を設置すること等により屋根等の設置に代えることができるのは、土地利用規制等により屋根等の設置が著しく困難な場合に限られ、経済的な理由によっては屋根等の設置が著しく困難とは認められない。
 - また、敷地外部から流入する雨水等については、油水分離装置で処理する必要はないので、敷地周囲に排水溝を設置すること等により、油水分離装置へ流入しないようにする工夫も必要である。
- ・油水分離装置の機能を十分に発揮させるためには、適切な管理を行うことが重要であり、具体的な管理の方法については標準作業書に記載し、それに則って適正に管理を行うことが必要である。

- ・なお、市街化調整区域において、建築物の建築等を目的とした開発行為は都市計画法により許可が必要とされているが、都市計画法第34条第10号口等に基づき、都道府県知事等により開発の許可がなされる場合がある。

その運用については、国土交通省より地方公共団体の開発許可部局に示されている「開発許可制度運用指針（平成13年5月2日国総民第9号）」において、画一的な運用ではなく条例や審査基準の制定等を通じて、地域の実情等に応じた運用を行うことが必要であることとされているので、市街化調整区域における屋根等の設置については、解体業の許可を行う部局は開発許可担当部局とも十分調整しつつ適切に判断することが必要。

取り外した部品を保管するための設備

ホ 解体作業場以外の場所で使用済自動車又は解体自動車から分離した部品のうち廃油及び廃液が漏出するおそれのあるものを保管する場合にあっては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち当該部品からの廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

- (1) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (2) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他当該部品に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。

【趣旨】

- ・廃油が付着した部品から廃油・廃液が漏出し、降雨にさらされることにより地下浸透又は外部に流出することを防止するために、これら部品の保管場所の構造を定めるものである。

【留意事項】

- ・保管設備としては、床面を鉄筋コンクリート舗装等した専用の倉庫が考えられるが、例えば使用済トラックから取り外した幌付き荷台や、屋根がある場所に備え付けた鋼製の受け皿等であっても、十分な地下浸透防止機能が確認されているのであれば、これを使用してもよい。
- ・保管に先立ち部品の外部に付着した油分等を十分に拭き取るとともに、開口部を閉じる等の措置を講じることにより廃油・廃液が外部に流出することがないことが標準作業書により明らかにされている部品については、必ずしも上記の保管場所に保管する必要はない。

(3) 解体自動車(解体した後に残る廃車ガラ)を保管するための施設

【再掲】

イ 使用済自動車又は解体自動車の解体を行う場所(以下「解体作業場」という。)以外の場所で使用済自動車又は解体自動車を保管する場合にあっては、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること。

【趣旨】

- ・解体した後の解体自動車の保管場所についても、解体する前の使用済自動車の保管場所と同様の趣旨から、囲いの設置等について定めるものである。

【留意事項】

- (1) (引き取った使用済自動車を解体するまでの間保管するための施設)と同様

2. 解体業許可申請者の能力に係る基準(規則第57条第2号)

イ 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

- (1) 使用済自動車及び解体自動車の保管の方法
- (2) 廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法
- (3) 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法(指定回収物品及び鉛蓄電池等(：鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯)の回収の方法を含む。)
- (4) 油水分離装置及びためます等の管理の方法(これらを設置する場合に限る。)
- (5) 使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物(解体自動車及び指定回収物品を除く。)の処理の方法
- (6) 使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法
- (7) 使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法
- (8) 解体業の用に供する施設の保守点検の方法
- (9) 火災予防上の措置

【趣旨】

- ・業許可申請者が、保管・解体等を行う際の標準的な作業手順、留意すべき事項等を標準作業書として作成・常備し、解体・保管・運搬等の作業に従事する者に周知していることにより、当該申請者が環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮を払い、解体業を的確に実施する能力を有することを判断しようとするものである。

【留意事項】

- ・標準作業書には、解体作業が環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮の下に行われることが示されていることが必要であり、上記項目毎に具体的に記載する。その際、廃棄物処理法、消防法など解体業を実施していく上で守るべき他法令の規制等についても、事業を円滑に進める上で必要であることから、関連する事項を含めて記載するものとする。

- ・標準作業書の作成に当たっては、手続の円滑化のため、実際の作業工程の写真等を添付することによって文章による詳細な説明の一部に代えることも考えられる。
- ・実際の解体作業手順等は、解体の対象となる車種、解体以降の再資源化方法、当該解体事業場の設備等により多様であることから、標準作業書の作成は、実際の作業内容を踏まえたものとし、形式化することがないよう十分留意することが必要。また、作業工程の改善及び標準作業書の見直しを随時行うことが重要。
- ・環境保全上良好な解体工程については、行政機関や個々の事業者が積極的に情報を発信する（例えば、事業者がホームページに掲載するなど）とともに、解体業者の団体や自動車製造業者等において解体の方法について検討し、研修会の開催等を通じてその成果を普及していくことが望ましい。標準作業書の作成及び見直しにあたりこれらの情報が活用され、より高いレベルの解体が促進されることが期待される。

□ 事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業を継続できないことが明らかでないこと。

【趣旨】

- ・明らかに業を継続していくことが困難な事業者ではないことを、事業計画書等によって確認するものである。

【留意事項】

- ・事業計画書は、解体実績（使用済自動車や解体自動車の引取り及び解体台数、解体自動車の引渡台数、保管量等）についても含めて記述したものとする。
- ・使用済自動車や解体自動車を不適正に大量に保管している実態が明らかであり、当該使用済自動車等の撤去が事業計画書の中で示されない場合、又は収支見積書により当該使用済自動車等の撤去を行うための資金的な目途が立たない場合には、解体業を継続できないものと認められる。

・許可申請手続について

< 申請に必要な書類の内容 >

< 申請書記載事項 >

申請者名・住所・代表者名

事業所名・所在地

役員の氏名・住所

役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の氏名・住所

申請者が未成年者の場合には、法定代理人の氏名・住所

事業の用に供する施設の概要

標準作業書の記載事項

既に解体業・破砕業又は産業廃棄物処理業の許可を得ている場合には、当該許可番号（申請中であれば申請年月日）

解体業を行おうとする事業所以外の場所で積み替え・保管を行う場合の当該場所の所在地、面積、保管量の上限

発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者の氏名又は名称・住所

< 添付書類 >

解体業を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書、付近の見取り図

施設の所有権（又は使用権原）の証明書

事業計画書

収支見積書

申請者が個人の場合には、住民票の写し（又は外国人登録証明書）と登記事項証明書

申請者が法人の場合には、定款又は寄附行為と登記簿謄本

役員の住民票の写し（又は外国人登録証明書）と登記事項証明書

発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者の株式数又は出資額、住民票の写し（又は外国人登録証明書）及び登記事項証明書（個人株主等用）又は登記簿謄本（法人株主等用）

本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の住民票の写し（又は外国人登録証明書）と登記事項証明書

申請者が未成年者の場合には、法定代理人の住民票の写し（又は外国人登録証明書）と登記事項証明書

欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書

当該都道府県等における初めての許可申請の場合には、既に他に解体業・破砕業又は産業廃棄物処理業の許可を受けていれば、一定の条件を満たせばその許可証の提出でもって添付書類の一部（ と ～ ）は不要となる。

許可更新時は、特段の変更がなければ、施設関係の添付書類（ と ）は不要。

解体業許可申請に必要な審査手数料は、各都道府県等が設定するが、その標準額（目安）は以下のとおり。平成16年3月ごろに制定予定

新規許可申請時	: 78,000円
許可更新時	: 70,000円

・再資源化基準について

<自動車リサイクル法における規定（法第16条）>

解体業者は、その引き取った使用済自動車の解体を行うときは、当該使用済自動車から有用な部品を分離して部品その他製品の一部として利用することができる状態にすることその他の当該使用済自動車の再資源化を行わなければならない。

前項の再資源化は、解体業者による使用済自動車の再資源化に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

解体業者による使用済自動車の再資源化（規則第9条）

（1）保管の方法について

一 部品、材料その他の有用なものを回収することができる^{と認められる}使用済自動車又は解体自動車については、当該有用なものが破損し、又はその回収に支障が生じることのないように、適正に保管するよう努めること。

【趣旨】

- ・使用済自動車を野積みにして保管する等の不適正な保管により、有用な部品が破損したり、取り外しに支障が生じることのないようにすることにより、部品等の円滑な再資源化を推進しようとするものである。

【留意事項等】

- ・具体的な保管方法としては、多段積みを行う場合にはラックを用いる等の方法が考えられる。

使用済自動車は、廃棄物処理法上の廃棄物として取り扱われることとされているため、保管の数量、保管時の高さについては廃棄物処理法に基づく基準が適用されることとなるが、これらについては使用済自動車の特性を踏まえて別途検討を行う。
（廃棄物処理法に基づく保管基準を改正については、別頁のとおり。）

(2) 解体の方法について

二 使用済自動車から鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯（以下「鉛蓄電池等」という。）を回収し、技術的かつ経済的に可能な範囲で、当該鉛蓄電池等の再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に当該鉛蓄電池等を引き渡すこと。

【趣旨】

- ・ 有用な資源の回収、解体工程以降における円滑な再資源化を促進しようとするものである。

【留意事項】

- ・ 鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液、蛍光管（大型バス等の室内照明器具に使用されているもの）については、解体工程で回収を行うことが資源の有効利用を推進する上で効果的である。
- ・ また、これらを解体工程で回収しない場合には、鉄製の部品等と異なりその後の破碎工程等において再資源化することが困難であるだけでなく、シュレッダーダスト（ASR）の量を増加させ、また、これらがシュレッダーダスト（ASR）の中に混入し、シュレッダーダスト（ASR）のリサイクルが困難なものとなることから、解体工程以降での再資源化を促進するためにも、これらの部品等については回収を行うこととする。
- ・ なお、回収した部品等を技術的・経済的な理由で再資源化しない場合には、廃棄物処理法に則って適正に処分する必要がある。
- ・ 「廃油、廃液の分別回収」とは、
 - ・ 使用済自動車から廃油・廃液を適正に抜き取ることができる装置を用いて十分に抜き取ること又は、
 - ・ 適切な時間をかけ手作業により使用済自動車から廃油・廃液を十分に抜き取ることであり、標準作業書に具体的な方法や用いる装置について記載することとなる。

三 技術的かつ経済的に可能な範囲で、使用済自動車又は解体自動車から部品、材料その他の有用なもの（鉛蓄電池等を除く。）を回収し、当該有用なものの再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に当該有用なものを引き渡すこと。

四 前二号の規定により回収した部品、材料その他の有用なものについては、その再資源化を行うまでの間（当該再資源化を業として行うことができる者に引き渡す場合にあっては、当該引渡しを行うまでの間）、適正に保管するよう努めること。

【趣旨】

- ・有用な部品、材料等の再資源化を推進しようとするものである。

【留意事項】

- ・解体工程で部品や部材を回収することは、それらの再利用や素材としての利用を推進するために有効な方法である。
- ・「技術的かつ経済的に可能な範囲で～を回収」とは、回収された部品等の再資源化及び利用の現状等も勘案しつつ、可能な限りの回収を推進しようとするものである。
- ・また、回収した有用な部品等については、再資源化を行うまでの間可能な限り適正な保管に努めることが有効な再資源化につながるものである。

4. 破砕業者の位置付け（許可・行為義務）

解体自動車（廃車ガラ）の破砕又はプレス・せん断（破砕前処理）を行う業者は、破砕業者として都道府県知事等の許可を受けることが必要。

解体自動車（廃車ガラ）のリサイクル・処理を再資源化基準に従って適正に行い、シュレッダーダストを自動車製造業者等に引き渡す役割。

(1) 許可制（平成16年7月1日から適用）〔法第3章第4節関係〕

平成16年7月1日から3ヶ月以内（9月末日まで）に許可申請（廃棄物処理法の業の許可を受けている場合には届出）が必要。

破砕業を行う事業所所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市の市長の許可制。解体自動車（廃車ガラ）の破砕又は破砕前処理（プレス又はせん断）を業として行うには、事業ごと毎自治体ごとに様式に従って許可申請を行って許可を受けることが必要。5年ごとの更新制。

解体自動車（廃車ガラ）のプレス・せん断のみを行う業者も破砕業（破砕前処理工程のみ）の許可が必要。また、解体業者がプレス機や重機によりプレスを行う場合には、解体業の許可に加えて破砕業（破砕前処理工程のみ）の許可が必要。

許可基準は、使用済自動車の流通・処理実態を踏まえ、生活環境の保全及びリサイクルを適切に実施する能力を担保する観点での必要最低限のものとして以下のとおりとなっている（ヒアリングやアンケートによる実態把握を踏まえて審議会において慎重な検討を行った結果）。

< 破砕業の許可基準 >

・ 破砕業を的確かつ継続して行うに足る基準に適合すること

事業の用に供する施設

困いがあり範囲が明確な解体自動車の保管場所の保有
生活環境保全上適正な処理可能な施設（特に、破砕工程については施設許可を有する産業廃棄物処理施設等）の保有
破砕工程については、汚水の外部への流出防止等のため、コンクリート床面、排水処理施設、屋根等の設置を原則とするシュレッダーダスト（ASR）の保管場所の保有
等

申請者の能力

破砕工程・破砕前処理工程の手順等を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知すること
事業計画書又は収支見積書から判断して、破砕業を継続できないことが明らかでないこと

・ 欠格要件に該当しないこと

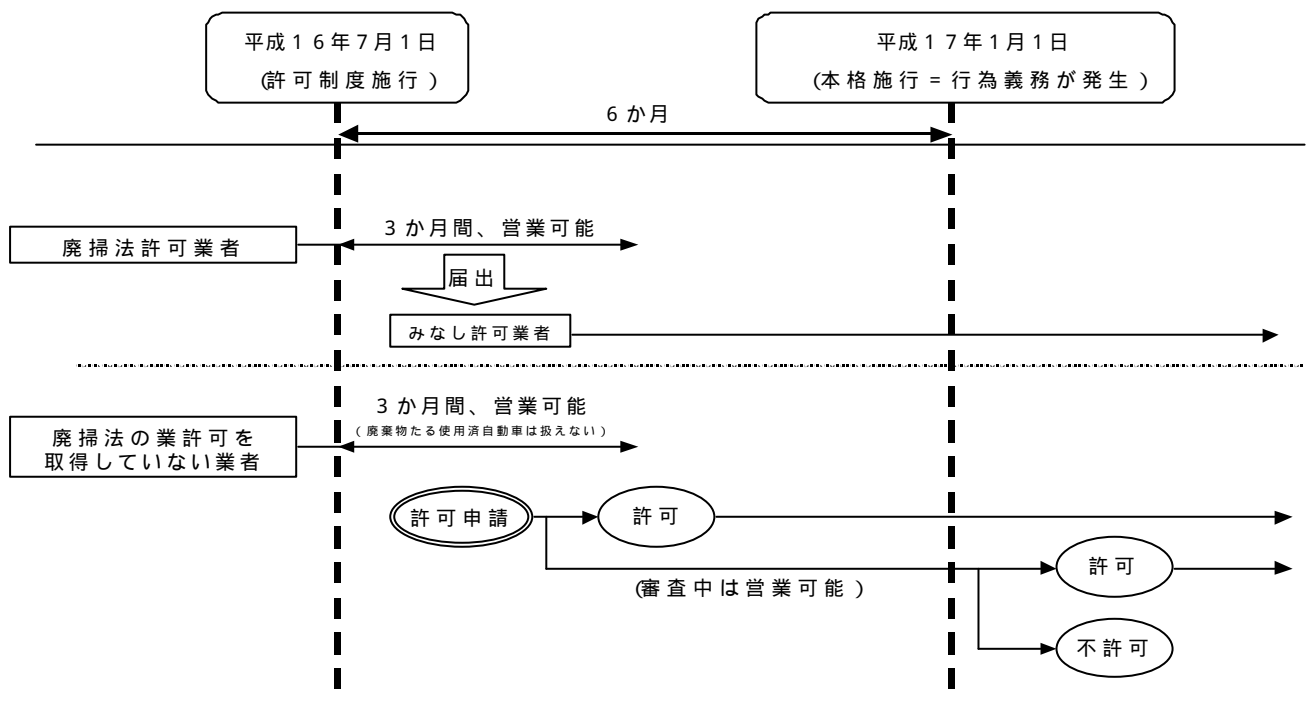
(廃棄物処理法の産業廃棄物処理業の許可の欠格条件と同様のもの)

法人そのもの、役員及び本支店の代表者や契約締結権限のある使用人等が、禁錮以上の刑、廃棄物処理法その他の生活環境保全法令等の違反による罰金刑及び許可取消後から5年を経過していないこと、暴力団関係でないこと等。

許可制度開始時（平成16年7月1日）に破砕業を行っており、かつ廃棄物処理法の産業廃棄物処理業（処分業）の許可を受けている事業者は、許可制度開始から3ヶ月以内（9月末日まで）に届出を行うことにより破砕業の許可に移行可能。

許可制度開始時に破砕業を行っているが廃棄物処理法の業の許可を受けていない事業者については、3ヶ月間は引き続き事業を行うことが可能であり、その間に少なくとも許可の申請までを行う必要がある。〔法附則第6条関係〕

平成16年7月1日から3か月以内に許可申請(廃棄物処理法の業の許可を受けている場合には届出)が必要



自動車リサイクル法の破砕業の許可を受けていれば、自動車リサイクル法対象自動車の再資源化に必要な行為（収集運搬・処理）について廃棄物処理法の業の許可は不要（事業所所在地の都道府県知事等の許可を受けていれば他の都道府県でも収集運搬が可能）。〔法第122条第3項関係〕

事業の範囲（破砕前処理工程のみ or 破砕処理工程のみ or 破砕前処理工程 + 破砕処理工程の3区分のいずれか）の変更の場合には、許可申請の場合の手続きに準じて変更許可を申請する必要あり。

その他の申請書記載事項が変更となる場合には、30日以内に所定の様式に係る添付書類を添えて変更届出することが必要。

平成17年1月1日の本格施行日以降、事業所ごとに、標識を公衆の見やすい場所に掲げる必要あり。標識は、タテ・ヨコ各20cm以上の大きさで、破砕業者であること、氏名又は名称、事業の範囲、許可番号を記載したものであることが必要。

実務上は、例えば引取業者や解体業者と兼ねて1つの標識とすることや複数の登録番号・許可番号を1つにまとめた標識とすることについても差し支えなく、A4版以上の大きさであれば都道府県知事等からの登録通知書や許可証自体を公衆の見やすい場所に掲示することでも足りるものとなる。

(2)行為義務（平成17年1月1日から適用）

解体業者又は破砕前処理工程のみを行う破砕業者（破砕前処理業者）から解体自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、解体自動車を引き取る義務あり。〔法第17条、第18条第3項関係〕

< 正当な理由 >

- イ) 天災その他やむを得ない事由により解体自動車の引取りが困難である場合（例えば、事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合を想定）
- ロ) 解体自動車に異物が混入している場合（他のゴミが詰められている場合を想定）
- ハ) 解体自動車の引取りにより、解体自動車の適正な保管に支障が生じる場合（例えば、大量一括持ち込みの要請がある場合など、自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合を想定）
- 二) 解体自動車の引取りの条件が通常取引の条件と著しく異なるものである場合
例えば、
 - ・ 解体自動車の引取りの際の本体引取価格や運搬その他の条件が一般的な商慣行（地域性についても考慮したもの）と著しく異なるものである場合
 - ・ 極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合
 - ・ 引取り側の合意（条件交渉）なく一方的に解体自動車が置いていかれてしまう場合
- ホ) 解体自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合（法令の規定には、自動車リサイクル法も含まれる（例えば、解体業者が再資源化基準に違反して鉛蓄電池を取り外していない場合等も含む）。）

解体自動車を引き取ったときは、特段の作業をせずにそのまま他の破砕業者に引渡しする場合を除き、再資源化基準に従い適切な破砕又は破砕前処理を実施する義務あり。〔法第18条第1項、第4項、第5項関係〕

< 破砕業者の再資源化基準 >

< 破砕処理工程 >

鉄、アルミニウム等を技術的かつ経済的に可能な範囲で分別回収すること
自動車由来のシュレッダーダスト（ASR）に異物が混入（他のシュレッダーダストの混合を含む）しないように解体自動車（廃車ガラ）を破砕すること

< 破砕前処理工程 >

解体自動車（廃車ガラ）に異物を混入しないこと

等

破砕前処理工程のみを行う破砕業者（破砕前処理業者）は、前処理を行った解体自動車を他の破砕業者（破砕処理を行う者）又は解体自動車全部利用者（電炉・転炉に投入してリサイクルを行う業者、スクラップ源として輸出を行う廃車ガラ輸出業者）へ引き渡す義務あり。〔法第18条第2項関係〕

解体自動車全部利用者に引き渡す場合には、引渡しの実事を証する書面を5年間保存する義務あり。〔法第18条第8項関係〕

< 解体自動車全部利用者への引渡しの実事を証する書面 >

解体自動車全部利用者が作成した書面であって、以下の事項が記載されたもの。

- ・破砕前処理業者名
- ・解体自動車全部利用者名
- ・解体自動車を引き取った年月日
- ・解体自動車の車台番号

車台番号については、実務上はリサイクル券や電子マニフェストシステムの画面コピーを活用することも想定される。

破砕業者（破砕を行う場合）は、破砕工程後、シュレッダーダスト（ASR）を自動車製造業者等に（指定引取場所において引取基準に従って）引き渡す義務あり。〔法第18条第6項関係〕

引取基準の内容としては、以下のような内容が想定されるが、いずれしても今後自動車製造業者等と破砕業者の間で実務を十分に検討・調整する必要がある。

- ・性状として、引取りの際の水分含有量、土砂の含有量、ASRに他の廃棄物等を混入させないこと（ただし、水分、土砂の含有量等の性状については、実態を十分に考慮に入れて現実的な基準とすることについても検討することが必要）
- ・引取りの方法として、いつどのようなタイミングで、どのような事務手続で引取りを行うかの方法（電子マニフェスト制度上の引渡報告との関係を含む）
- ・荷姿として、自動車製造業者等及び破砕業者双方の効率性の観点から適当な大きさのトラック単位での引取り

指定引取場所については、引き渡す側の業者と自動車製造業者等の双方の利便性と社会的効率性を踏まえて自動車製造業者等により今後決定される。特に、シュレッダーダスト（ASR）については、それを実際に積み卸し・積み替えすることに伴うコストや環境への影響もあることから、こうした観点も含めて実際の引取場所が設定されることが必要と考えられる。

電子マニフェスト制度を利用して、解体自動車の引取り・引渡しとシュレッダーダストの引渡しから3日以内に情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡実施報告を行う義務あり。

〔法第81条第10～12項関係〕

解体自動車を自ら破砕・破砕前処理・運搬する場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要だが、廃棄物処理基準に従う必要あり。〔法第122条第9項関係〕

破砕業に係る許可基準等の詳細について

・許可基準について

<自動車リサイクル法における規定（法第69条）>

その事業の用に供する施設及び破砕業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

破砕業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと（以下略）

1. 施設に係る基準（規則第62条第1号）

（1）解体自動車を破砕前処理又は破砕するまでの間保管するための施設

イ みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いがその周囲に設けられ、かつ、範囲が明確な解体自動車を保管する場所を有すること。

【趣旨】

- ・解体自動車（廃車ガラ）の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域の明確化のため、囲いの設置等について定めるものである。

【留意事項】

- ・囲いの構造、高さ、材質等は規定しないが、外部からの侵入を防止するとの観点から、容易に乗り越え、くぐり抜け、移動し、または倒壊しやすいものであってはならず、出入り口に施錠等が可能なものとする。
- ・事業所全体が外部からの侵入を防止できる囲いで囲われている場合は、解体自動車の保管場所の周りにそれとは別に囲いを設ける必要はなく、区域が明確にできるものであればよい。

（2）解体自動車を破砕又は破砕前処理するための施設

破砕前処理施設

ロ 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設を有すること。

【趣旨】

- ・解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断を行う業者が、生活環境保全上支障がない形で解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断を行うことが可能な施設を有していることを担保するものである。

【留意事項】

- ・解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断施設は、一般に廃棄物処理法に基づく都道府県知事等の許可が必要な産業廃棄物処理施設には該当しないが、当該施設での圧縮（プレス）又はせん断について廃棄物処理法の処理基準が適用されることから、処理基準を遵守できるよう、廃棄物の飛散・流出、騒音・振動の発生による生活環境保全上の支障が生じないような措置を講じた施設であることが必要である。
- ・圧縮（プレス）又はせん断施設としては、据え付け型のものに加えて、圧縮（プレス）又はせん断が可能な重機といった可動型のものや廃車プレス車といった移動型のものがある。
- ・可動型の施設については、解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断作業を行う事業所内で適切に運営管理されているかどうかを確認する必要がある。
- ・また、移動型の施設については、解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断作業を行う場所において環境保全上支障が生じないことに加えて、移動途中における廃油の飛散・流出等の環境保全上の支障の発生が防止できる施設であることが必要である。

破砕施設

八 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、次のとおりであること。

- (1) 解体自動車の破砕を行うための施設が（廃棄物処理法第十五条第一項に規定する）産業廃棄物処理施設である場合にあっては、廃棄物処理法第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可を受けている施設であること。
- (2) 解体自動車の破砕を行うための施設が（廃棄物処理法第十五条第一項に規定する）産業廃棄物処理施設以外の施設である場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設であること。

【趣旨】

- ・解体自動車の破砕を行う業者が、生活環境保全上支障がない形で解体自動車の破砕を行うことが可能な施設を有していることを担保するものである。

【留意事項】

- ・自動車リサイクル法では解体自動車は廃棄物として扱うこととされており、その材質等から見て産業廃棄物に該当する。解体自動車の破砕に用いられる施設は、通常1日当たりの処理能力が5トン以上の規模であり、廃棄物処理法に基づき都道府県知事等の許可が必要な産業廃棄物処理施設に該当する。
都道府県知事等が廃棄物処理法上の施設設置許可をする際には、当該施設が構造基準に適合していることを確認していることから、当該設置許可を受けた破砕施設については、既に環境保全上適正な処理を行うことが担保された施設であるといえる。

破砕業の許可の審査にあたっては、申請書に施設許可番号を記載することで足りることとなり、申請書類の簡素化が図られる。

- ・一方、破砕施設の1日当たりの処理能力が5トン未満の場合には、廃棄物処理法第15条第1項に基づく都道府県知事等の施設設置許可は必要とはされないが、当該施設での破砕処理について廃棄物処理法の処理基準が適用されることから、処理基準を遵守できるよう、廃棄物の飛散・流出、騒音・振動の発生による生活環境保全上の支障が生じないような措置を講じた施設であることが必要である。

(3) 自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)の保管施設

二 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さを保管するための十分な容量を有する施設であつて、次に掲げる要件を満たすものを有すること。

- (1) 汚水の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (2) 自動車破砕残さの保管に伴い汚水が生じ、かつ、当該汚水が事業所から流出するおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝(3)において「排水処理施設等」という。)が設けられていること。
- (3) 雨水等による汚水の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他自動車破砕残さに雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設等を設けることその他の措置が講じられることにより雨水等による汚水の事業所からの流出が防止できる場合は、この限りでない。
- (4) 自動車破砕残さが飛散又は流出することを防止するため、側壁その他の設備を有すること。

【趣旨】

- ・自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)の保管に伴って発生する汚水の外部への流出及び地下浸透を防止するため、及び自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)の飛散・流出を防止するため、自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)の保管場所の構造を定めるものである。

【留意事項】

- ・排水処理施設の能力は、自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)の保管に伴って発生する汚水の水量や水質に応じた十分な能力を要するものが必要である。

- ・「自動車破砕残さの保管に伴い汚水が生じる場合」としては、湿式の破砕施設で発生するシュレッダーダスト（自動車破砕残さ）である場合が考えられる。
 なお、発生する汚水を回収し循環使用している場合があるが、これは、「汚水が事業所から流出するおそれがある場合」に該当しないと考えられる。
- ・降雨時に発生する汚水を処理する排水処理施設については、「構内舗装・排水設計基準（国土交通省官庁営繕部監修）」等を参考に地域の降水量と敷地の面積等により処理すべき水量を計算することが必要である。
- ・「側壁その他の設備」としては、側壁以外にはコンテナ等が考えられる。
- ・また、一般に自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）は発火のおそれがあることから、適切な火災予防にも配慮する必要がある。

(4) 圧縮（プレス）又はせん断した後の解体自動車を保管するための施設

【再掲】

イ みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いとその周囲に設けられ、かつ、範囲が明確な解体自動車を保管する場所を有すること。

【趣旨】

- ・（圧縮（プレス）又はせん断した後の）解体自動車の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域の明確化のため、囲いの設置等について定めるものである。

【留意事項】

- ・圧縮（プレス）又はせん断された解体自動車を専用に保管する場所を設けることが原則であるが、解体自動車以外のものが混入しないよう明確に区管理することができる場合には、他のものの保管場所と共用することは可能である。

2. 破砕業許可申請者の能力に係る基準（規則第62条第2号）

イ 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

- (1) 解体自動車の保管の方法
- (2) 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕前処理の方法
- (3) 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、解体自動車の破砕の方法
- (4) 排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）
- (5) 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法
- (6) 解体自動車の運搬の方法
- (7) 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの運搬の方法
- (8) 破砕業の用に供する施設の保守点検の方法
- (9) 火災予防上の措置

【趣旨】

- ・業許可申請者が、破碎又は破碎前処理を行う際の標準的な作業手順、留意すべき事項等を標準作業書として作成・常備し、破碎（破碎前処理を業として行う場合には圧縮（プレス）又はせん断）・保管・運搬等の作業に従事する者に周知していることにより、当該申請者が環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮を払い、破碎業を的確に実施する能力を有することを判断しようとするものである。

【留意事項】

- ・標準作業書には、破碎作業が環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮を払って行うことが示されていることが必要であり、上記項目毎に具体的に記載する。その際、廃棄物処理法、消防法など破碎作業を実施していく上で守るべき他法令の規制等についても、事業を円滑に進める上で必要であることから、関連する事項に含めて記載するものとする。
- ・標準作業書の作成に当たっては、手続の円滑化のため、実際の作業工程の写真等を添付することによって文書による詳細な説明の一部に代えることも考えられる。
- ・実際の破碎作業手順等は、破碎に用いる施設等により多様であることから、標準作業書の作成は、実際の作業内容を踏まえたものとし、形式化することがないよう十分留意することが必要。また、作業工程の改善及び標準作業書の見直しを随時行うことが重要である。
- ・環境保全上良好な破碎工程については、個々の事業者や行政機関が積極的に情報を発信する（例えば、事業者がホームページに掲載するなど）とともに、破碎業者の団体等において破碎の方法について検討し、研修会の開催等を通じてその成果を普及していくことが望ましい。標準作業書の作成及び見直しにあたりこれらの情報が活用され、より高いレベルの破碎が促進されることが期待される。

□ 事業計画書又は収支見積書から判断して、破碎業を継続できないことが明らかでないこと。

【趣旨】

- ・明らかに業を継続していくことが困難な事業者ではないことを、事業計画書等によって確認するものである。

【留意事項】

- ・事業計画書は、破碎実績（解体自動車の引取り及び破碎の台数、自動車破碎残さの処分量及び保管量等）についても含めて記述したものとする。
- ・解体自動車や自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）を不適正に大量に保管している実態が明らかであり、当該自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）等の撤去が事業計画の中で示されない場合、又は収支見積書により当該自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）等の撤去を行うための資金的な目途が立たない場合には、破碎業を継続できないものと認められる。

・許可申請手続について

< 申請に必要な書類の内容 >

< 申請書記載事項 >

申請者名・住所・代表者名

事業所名・所在地

役員の氏名・住所

役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の氏名・住所

申請者が未成年者の場合には、法定代理人の氏名・住所

事業の用に供する施設の概要

標準作業書の記載事項

既に解体業・破砕業又は産業廃棄物処理業の許可を得ている場合には、当該許可番号（申請中であれば申請年月日）

破砕業を行おうとする事業所以外の場所で積み替え・保管を行う場合の当該場所の所在地、面積、保管量の上限

施設について廃棄物処理法の産業廃棄物処理施設の許可を受けている場合には、その許可番号・許可年月日

発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者の氏名又は名称・住所

< 添付書類 >

破砕業を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書、付近の見取り図

（廃棄物処理法の施設許可を有する場合には不要）

施設の所有権（又は使用権原）の証明書

事業計画書

収支見積書

申請者が個人の場合には、住民票の写し（又は外国人登録証明書）と登記事項証明書

申請者が法人の場合には、定款又は寄附行為と登記簿謄本

役員の住民票の写し（又は外国人登録証明書）と登記事項証明書

発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者の株式数又は出資額、住民票の写し（又は外国人登録証明書）及び登記事項証明書（個人株主等用）又は登記簿謄本（法人株主等用）

本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の住民票の写し（又は外国人登録証明書）と登記事項証明書

申請者が未成年者の場合には、法定代理人の住民票の写し（又は外国人登録証明書）と登記事項証明書

欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書

当該都道府県等における初めての許可申請の場合には、既に他に解体業・破砕業又は産業廃棄物処理業の許可を受けていれば、一定の条件を満たせばその許可証の提出でもって添付書類の一部（ と ～ ）は不要となる。

許可更新時は、特段の変更がなければ、施設関係の添付書類（ と ）は不要。

破砕業許可申請等に必要審査手数料は、各都道府県等が設定するが、その標準額（目安）は以下のとおり。平成16年3月ごろに制定予定

新規許可申請時	: 84,000円
許可更新時	: 77,000円
事業範囲変更許可時	: 75,000円

・再資源化基準について

<自動車リサイクル法における規定>

(1)破砕業者による解体自動車の再資源化を促進するための破砕前処理に関する基準
(法第18条第1項)

破砕業者は、その引き取った解体自動車の破砕前処理を行うときは、破砕業者による解体自動車の再資源化を促進するための破砕前処理に関する基準として主務省令で定める基準に従い、その破砕前処理を行わなければならない。

(2)破砕業者による解体自動車の再資源化に関する基準(法第18条第4、第5項)

破砕業者は、その引き取った解体自動車の破砕を行うときは、当該解体自動車から有用な金属を分離して原材料として利用することができる状態にすることその他の当該解体自動車の再資源化を行わなければならない。

前項の再資源化は、破砕業者による解体自動車の再資源化に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

1. 破砕前処理に関する基準(規則第14条)

法第十八条第一項の主務省令で定める基準は、解体自動車に異物を混入しないこととする。

【趣旨】

- ・圧縮(プレス)又はせん断された解体自動車は、鉄等の金属を回収するために破砕施設や電炉・転炉へ投入されたり、金属資源として輸出されている。破砕施設等での再資源化を阻害するおそれがある生活ゴミ等解体自動車以外のものの混入を防止し、解体自動車の再資源化を促進しようとするものである。

2. 破砕に関する基準(規則第16条)

法第十八条第五項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 技術的かつ経済的に可能な範囲で、鉄、アルミニウムその他の金属を分別して回収すること。
- 二 自動車破砕残さに異物が混入しないように、解体自動車の破砕を行うこと。

【趣旨】

- ・有用な金属及び自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)の再資源化を促進しようとするものである。

【留意事項】

- ・破砕施設を廃家電製品や廃自動販売機といった解体自動車以外の物の破砕に併用する場合には、破砕をする際に区分して破砕することが必要である。その際の破砕施設の運転管理の方法等については標準作業書に記載しておくこととする。

第3 廃棄物処理法に基づく（改正）保管基準について

1 使用済自動車、圧縮していない解体自動車の保管基準

使用済自動車、圧縮していない解体自動車を、屋外において保管する場合は、以下によること。

（1）保管の高さ

- イ 囲いから保管場所の側に3m以内の部分：高さ3mまで
- ロ 囲いから保管場所の側に3mを超える部分：高さ4.5mまで
- ハ 格納するための施設（構造耐力上安全なものに限る）に保管する場合：使用済自動車等の搬出入に当たり、落下による危害が生ずるおそれのない高さ

（2）保管の上限

上記高さを超えない限りにおいて保管することができる数量（平成17年1月1日以降に引取業者に引き渡された使用済自動車について適用）

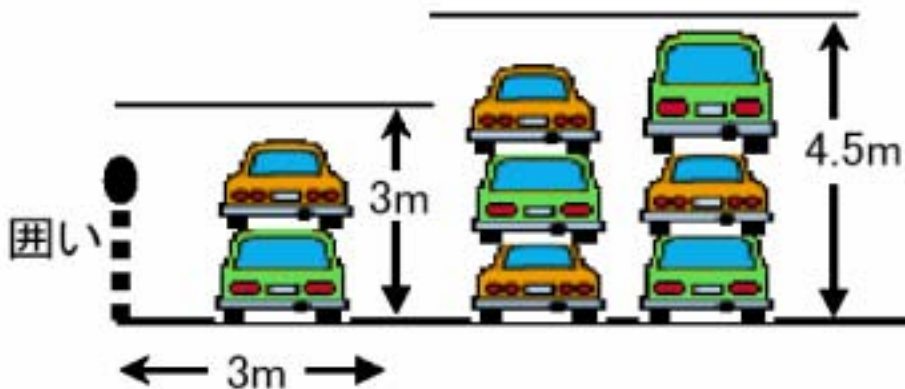
【運用例】

（1）平成17年1月1日以降に使用済自動車となったもの

新しい保管基準が適用される。

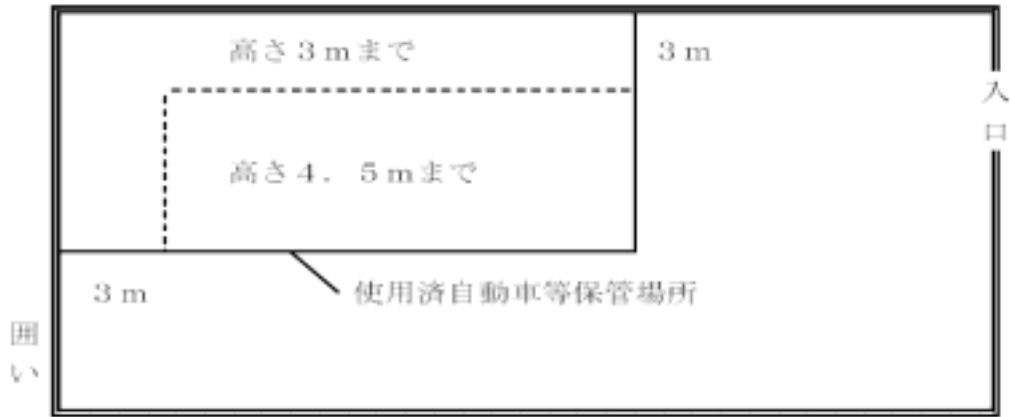
高さ

- ・使用済自動車の保管の高さは、普通自動車にあっては、囲いから3m以内は、高さ3m以下（約2段積み）まで、その内側では高さ4.5m以下（約3段積み）までとする必要がある。また、大型自動車にあっては、高さ制限は同様であるが、原則平積みとなる。



〔平成17年1月1日以降に引き取った使用済自動車の保管〕

- ・保管場所も含めて事業所全体が要件を満たす囲いで囲まれている場合は、保管場所が当該囲いから3 mよりも内側であれば保管場所での高さ制限は4.5 mまでとなる。



- ・使用済自動車を積み重ねて保管する場合にあっては各自動車の重心がほぼ重なり落下することのないよう積み重ねることとする。または、自動車をうまく組み合わせて、隙間の少ないように積み重ねてもよい。
- ・使用済自動車等を乱雑に積み上げたり、立てて保管したり、大型車にもたせかけて保管することは、自動車を取り出しにくくなるとともに、倒壊による飛散・流出のおそれがあることから、基準に適合しない。

保管量の上限

- ・保管量の上限としては、保管場所の面積、保管の高さの上限により形成される空間内に適正に保管できる数量とする必要がある。
- ・一日の平均的な搬出量の7日分という一般的な保管量の上限規定は適用されない。

ラック等を使用する場合

- ・ラック等格納施設を設ける場合には、保管する使用済自動車の荷重に対して構造耐力上安全であることが必要である。また、搬出入に当たり、落下による危害が生ずるおそれのないよう、適切に積み降ろしができるものであることが必要である。
- ・地震等の際にラックから落下するおそれがないよう、車止め等の必要な固定の措置を講じていることが必要である。
- ・ラックへの積み上げ、積み降ろしの方法としては、フォークリフト、昇降装置、クレーン吊りなどが挙げられる。

使用済自動車の保管にあたっては解体自動車以外の他の廃棄物を混入しないこと

(2) 平成 1 6 年 1 2 月 3 1 日以前に使用済自動車となったもの

一般的な廃棄物処理法の保管基準による。

「 2 取り外した廃棄物、圧縮した解体自動車」の保管基準を参照

【註】平成 1 6 年 1 2 月 3 1 日以前に引き取った使用済自動車も含め、平成 1 7 年 1 月 1 日以降は、すべての使用済自動車、解体自動車は廃棄物と見なされ、廃棄物処理法の適用を受ける。このため、有価で引き取ったものであっても廃棄物であり、保管基準等廃棄物処理法の適用を受けることに注意が必要である。

(3) 共通事項

掲示板

掲示板は、次のとおり設置する必要がある。

- ・ 事業場外部から見やすい箇所に設置する。
- ・ 大きさは、縦・横それぞれ 6 0 c m 以上とする。
- ・ 掲示板の記載事項は、以下のとおりとする。

ア 保管の場所である旨

イ 廃棄物の種類使用済自動車である旨

ウ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

エ 積み上げることができる高さ並びに保管上限（屋外保管の場合のみ）

〔掲示板的記載例〕

名称及び廃棄物の種類	使用済自動車・解体自動車の保管場所
管理者の氏名 又は名称及び連絡先	□□自動車解体（株）△△工場 ○○課 ○○ ○○ 電話 ○○○-○○○-○○○
積み上げ高さ	最大○○m
保管量の上限	最大○○台

注) 文字は黒字、下地は白地であることが望ましい。

文字は読みやすく鮮明であること。

雨水等によって、汚損したり、消えたりするものでないこと。

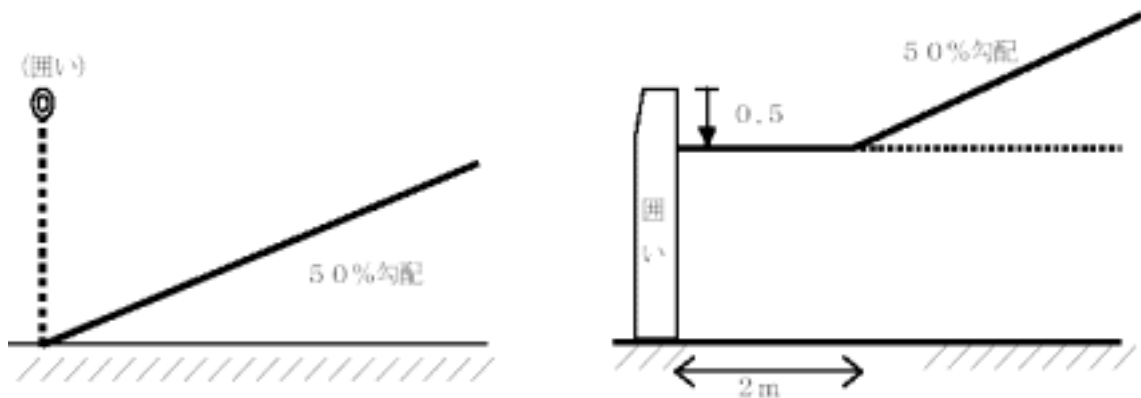
ねずみ、蚊、はえ、その他衛生害虫により、保管場所周辺の生活環境に支障をきたさないようにするため、使用済自動車等に水が溜まってボウフラが発生するおそれがある場合などは、必要に応じて、定期的な薬剤散布等の措置が必要である。

使用済自動車の荷重が、直接囲いにかかる構造である場合には、風圧力、地震力等のほか、使用済自動車の荷重に対して構造耐力上安全であることが必要である。

2 取り外した廃棄物、圧縮した解体自動車

高さ

- ・ 廃棄物が囲いに接していない場合は、囲いの下端から勾配50%以下とすること。
- ・ 廃棄物が囲いに接している場合（直接負荷部分がある壁）は、囲いの内側2mは囲いの高さより50cm以下の線とし、2m以内の内側は勾配50%以下とすること。



囲いに接さない場合

囲いに接する場合

[平成16年12月31日以前に引き取った使用済自動車の保管]

保管量の上限保管量の上限は、一日当たりの平均的な搬出台数の7日分までである。

共通事項は、「1 使用済自動車、圧縮していない解体自動車の保管基準」に同じである。

第4 今後のスケジュール

時期	法律	説明会等	解体業・破砕業	引取業・フロン類回収業
14年7月	使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)成立	<p>許可・登録基準等説明会</p> <p>・県主催、5か所、1～2月</p> <p>第3回全国説明会</p> <p>・国主催、3～5月</p> <p>解体業・破砕業許可申請等説明会</p> <p>・県主催、3か所、4～5月</p>	<p><u>解体業・破砕業の処理施設</u></p> <p>解体業 産業廃棄物処理施設等には該当しない。 (許可申請までに施設設置完了は必要)</p> <p>破砕業 産業廃棄物処理施設(廃棄物処理法) 産業廃棄物指定処理施設(県産業廃棄物 処理指導要綱、4月から県産業廃棄物等 の処理の適正化に関する条例)</p> <p>・廃棄物処理法の許可取得事業者であっても、自動車リサイクル法の基準に合致させることが必要</p> <p>地方振興局担当者と事前相談(施設図面等による打ち合わせ)のうえ施設設置を願います。</p> <p><u>標準作業書</u></p> <p>今後、標準作業書ガイドラインが国から示される予定であり、これを参考に作成願います。</p>	<p>特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)に基づく登録については、自動車リサイクル法に基づく登録に自動的に移行(県に登録していれば、保健所設置市の登録に移行する。)</p> <p>・第二種特定製品引取業 引取業</p> <p>・第二種フロン類回収業 フロン類回収業</p>
16年1月			<p>このため、下記の2つの対応をとることが可能</p> <p>(1) <u>フロン回収破壊法に基づいた登録</u></p> <p>・平成16年12月まで</p> <p>・県への登録(窓口:地方振興局または県庁大気環境グループ)</p> <p>・事業所単位の登録</p> <p>自動車リサイクル法登録へ自動移行</p>	
3月			<p><u>解体業・破砕業の申請受付</u></p> <p>・窓口:本社または主たる事業所所在地の地方振興局(環境グループ等)</p> <p>・9月までに申請すれば、継続的な営業が可能(廃棄物である使用済自動車の取扱いが可能)</p> <p>・廃棄物処理法の許可取得事業者については、届出(9月まで)により見なし許可</p>	<p>(2) <u>自動車リサイクル法に基づく登録</u></p> <p>・平成17年1月から</p> <p>・事業所所在の県または保健所設置市への登録</p> <p>・事業者単位の登録</p>
4月			<p><u>リサイクル業務の開始</u></p>	<p>引取業、フロン類回収業の申請受付</p> <p>・窓口:本社または主たる事業所所在地の地方振興局(環境グループ等)</p> <p><u>リサイクル業務の開始</u></p>
7月	<u>解体業・破砕業の許可開始</u>			
10月		<p><u>引取業・フロン類回収業登録申請等説明会</u></p> <p>・県主催、3か所、10月～11月</p>		
17年1月	<p>本格施行 (リサイクル費用預託開始、関連事業者の行為義務)</p> <p><u>引取業・フロン類回収業の登録開始</u></p>			

第5 県における制度資金について

制度名	制度の概要	対象者	融資額・利率・期間	担保・保証人等	問合せ先
環境創造資金	環境保全のための施設等の設置・改善又は工場・事業場の移転若しくは廃棄物の処理のための施設の設置・改善等に必要な資金を、県のあっせんにより取扱金融機関を通じて融資する制度	県内に事業場等を有し、引き続き同一の事業を1年以上営んでいる中小企業者等であって、自己資金のみでは環境保全施設等の整備を行うことが困難であると認められる方	(例) 個別環境保全資金 ：3,000万円以内 共同環境保全資金 ：6,000万円以内 利率：年1.3% 融資期間：7年以内	金融機関の定めるところにより担保・保証人が必要 必要に応じ信用保証	各地方振興局 環境グループ等 または 県庁 環境活動推進グループ (024-521-7248) 平成15年度分は申込期限をすぎているため、平成16年度の受付となります。
長期安定保証	中小企業者の事業に必要な資金を円滑に調達していただく制度で、金融機関が県の定める条件で融資 なお、融資は金融機関及び信用保証協会の審査により決定	中小企業信用保険法第2条第1項に規定する者 ただし、一部の業種については対象外	設備： 10,000万円以内 運転： 5,000万円以内 金融機関の所定利率 融資期間：10年以内	5年以内 ：必要により担保、1名以上 5年超 ：原則として担保、1名以上	各地方振興局 地域づくり・商工労政グループ または、県庁 金融グループ (024-521-7291) <u>この制度以外にも、制度資金等があります。</u>
小規模企業者等設備資金貸付事業	小規模事業者等の創業支援及び経営基盤の強化に寄与するため、設備導入資金の1/2以内を無利子で貸し付ける制度	常用従業員20人以下の小規模企業者で以下の者(商業・サービス業は5人以下) 創業者 経営基盤の強化を図ろうとする者 公害防止設備を導入しようとする者	25万円以上 6,000万円以内 無利子 貸付期間：7年以内	必要により担保 連帯保証人2名以上	(財)福島県産業振興センター (024-521-5527) <u>この制度以外にも、支援制度等があります。</u>

注：金利等の条件は平成15年4月現在であり、詳細については問合せ先へ御相談願います。

自動車リサイクル法担当窓口一覧

福島県における担当窓口（郡山市、いわき市以外の県内の事業所に係る登録、許可に関する問合せ先）

管轄地域	担当機関	所在地	電話番号
福島市、二本松市 伊達郡、安達郡	県北地方振興局 県民環境部 環境グループ	福島市杉妻町 5 - 7 5	(024)521-7538
須賀川市、岩瀬郡 石川郡、田村郡 (郡山市)	県中地方振興局 県民環境部 環境グループ	郡山市麓山 1 - 1 - 1	(024)935-1503
白河市、西白河 郡、東白川郡	県南地方振興局 県民環境部 環境グループ	白河市字昭和町 2 6 9	(0248)23-1421
会津若松市、喜多 方市、耶麻郡、 大沼郡、河沼郡	会津地方振興局 県民環境部 環境グループ	会津若松市追手町 7 - 5	(0242)29-3908
南会津郡	南会津地方振興局 県民環境部 県民環境グループ	田島町大字田島字根小 屋甲 4 2 7 7 - 1	(0241)62-2062
原町市、相馬市、 相馬郡、双葉郡 (いわき市)	相双地方振興局 県民環境部 環境グループ いわき地方振興局 県民部 県民生活グループ	原町市錦町 1 - 3 0 いわき市平字梅本 1 5	(0244)26-1237 (0246)24-6203
(全般的な 問合せ)	県庁 生活環境部 循環型社会推進グループ	福島市杉妻町 2 - 1 6	(024)521-7813

複数の事業所がある場合は、本社または主たる事業所の管轄地方振興局へ問い合わせください。

郡山市またはいわき市に本社がある場合（県外事業者で主たる事業所がある場合も含む。）当該市以外の県内市町村における事業所の登録、許可については、当該市管轄の県中地方振興局またはいわき地方振興局へ問い合わせください。

フロン回収破壊法に係る登録（平成16年12月まで）については、福島県の登録となりますので管轄地方振興局へ問い合わせください。

郡山市、いわき市の事業所に係る登録、許可に関する問合せ先

問合せ先	所在地	電話番号
郡山市 環境衛生部 廃棄物対策課	郡山市朝日一丁目 2 3 - 7	024-924-3171
いわき市 環境部 廃棄物対策課	いわき市平字梅本 2 1	0246-22-7439